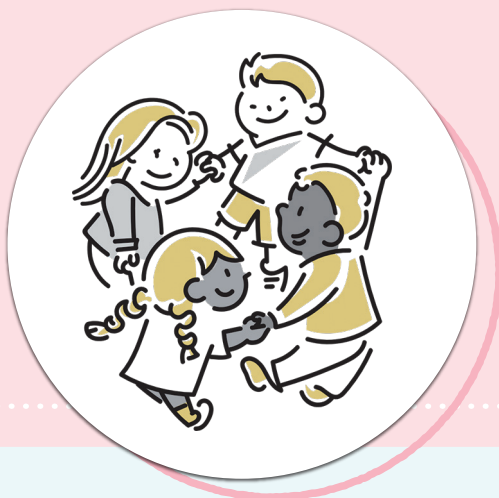
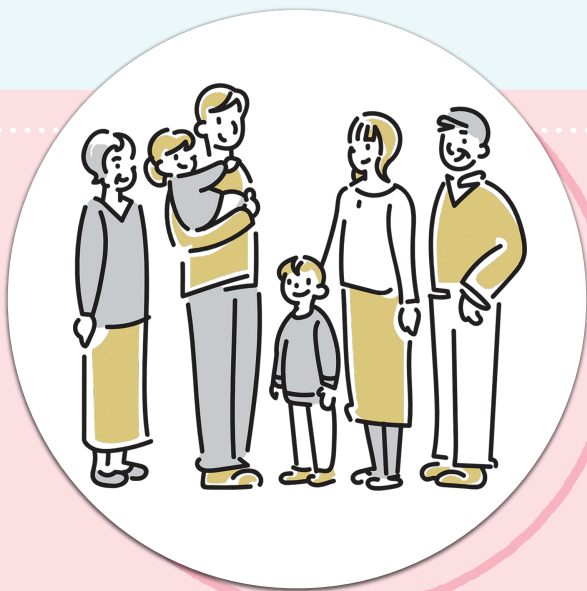


第7期川崎市地域福祉計画

計画期間：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～



令和6（2024）年3月
川崎市

市民一人ひとりが共に支え合い
安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の

地域包括ケアシステムの構築をめざして～



本市は、全国平均に比べると、比較的市民の平均年齢が若い都市ですが、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者（後期高齢者）となる令和7（2025）年には、高齢化率が21.3%に達し、本格的な超高齢社会が到来します。

同時に少子化も進行する中で、地域における生活課題が多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まですべての市民の皆さまが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざして、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

今回、策定いたしました「第7期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても、地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、行政をはじめ、町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、住民、民間企業など、地域で活動されている皆様の御理解・御協力が必要と考えております。また、今後、令和7（2025）年以降を見据え、デジタル化などの社会の変化も視野に入れ、予防的な視点を重視した取組を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、様々な工夫をしながら地域における「顔の見える関係づくり」を進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

川崎市長

福田紀彦

目次

第1章 計画策定の趣旨と地域福祉を取り巻く動向	1
1 計画策定の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	4
2 地域福祉を取り巻く動向.....	5
(1) 人口の推移・世帯の状況.....	5
(2) 高齢者・障害者・児童に関する統計.....	11
(3) 地域活動に関する状況等.....	13
(4) その他の関連統計.....	15
3 川崎市における地域福祉に関する実態調査.....	17
(1) 令和4年度川崎市地域福祉実態調査.....	17
(2) 川崎市地域福祉実態調査の対象.....	17
(3) 川崎市における地域福祉に関する意識と実態.....	17
第2章 川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組	25
1 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進.....	27
(1) 社会環境の変化.....	27
(2) 策定の背景.....	27
(3) 推進ビジョンの概要.....	28
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ.....	29
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制.....	30
(1) 地域みまもり支援センターによる取組.....	30
(2) 取組の推進イメージ.....	30
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性.....	31
3 地域包括ケアシステム構築に向けた主な関連する取組.....	32
(1) 地域共生社会の実現に向けた動向.....	32
(2) こども政策に関する国の動向等.....	33
(3) これからのコミュニティ施策.....	34
(4) 再犯防止に向けた取組～川崎市再犯防止推進計画～.....	35
(5) かわさきパラムーブメントの取組.....	36
(6) SDGs（持続可能な開発目標）の取組.....	37
第3章 地域福祉の推進に向けた今後の取組の方向性	39
1 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿.....	41
(1) 地域福祉とは.....	41
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	42
(3) 令和7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿.....	42

2	第7期計画期間における施策の方向性	44
	(1) これまでの計画の進捗状況と課題	44
	(2) 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題	47
	(3) 計画の基本理念・目標	52
	(4) 包括的な支援体制づくりの推進	54
	(5) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	56
	(6) 第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図	60
3	第7期計画の実施状況の点検・見直し	62
第4章 市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり		63
1	ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成	65
	(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実	65
	(2) 誰もが参加できる健康・いきがいつくり	67
	(3) 地域福祉活動への参加の促進	70
	(4) 権利擁護の取組（成年後見制度利用促進計画）	72
2	安心して暮らせる住まいと住まい方の実現	76
	(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備	76
	(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備	79
	(3) 活動・交流の場づくり	81
	(4) 地域における移動手段の確保	83
3	多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現	84
	(1) 市民・事業者・行政の協働・連携	84
	(2) ボランティア・NPO法人等の支援	88
	(3) 地域見守りネットワークの推進	91
	(4) 災害時の福祉支援体制の構築	93
4	一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現	97
	(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実	97
	(2) 保健・医療・福祉の連携	100
	(3) 保健・福祉人材等の育成	102
	(4) 虐待への適切な対応の推進	105
	(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組	108
	(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進	113
5	地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築	114
	(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり	114
	(2) 社会福祉協議会との協働・連携	117
	(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築	118
第5章 各区計画の概要		119
	各区の状況	121
	第7期川崎区地域福祉計画	122
	基本理念	122
	基本目標・基本方針	122

地域の現況と主な生活課題	123
第7期計画の主な取組	123
第7期幸区地域福祉計画	124
基本理念	124
基本目標・基本方針	124
地域の現況と主な生活課題	125
第7期計画の主な取組	125
第7期中原区地域福祉計画	126
基本理念	126
基本目標・基本方針	126
地域の現況と主な生活課題	127
第7期計画の主な取組	127
第7期高津区地域福祉計画	128
基本理念	128
基本目標・基本方針	128
地域の現況と主な生活課題	129
第7期計画の主な取組	129
第7期宮前区地域福祉計画	130
基本理念	130
基本目標・基本方針	130
地域の現況と主な生活課題	131
第7期計画の主な取組	131
第7期多摩区地域福祉計画	132
基本理念	132
基本目標・基本方針	132
地域の現況と主な生活課題	133
第7期計画の主な取組	133
あさお福祉計画（第7期麻生区地域福祉計画）	134
基本理念	134
基本目標・基本方針	134
地域の現況と主な生活課題	135
第7期計画の主な取組	135
資料編	137
(1) 第7期川崎市地域福祉計画策定の経過	139
(2) 川崎市社会福祉審議会条例（抜粋）	140
(3) 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	142
(4) 市民説明会・パブリックコメント（意見募集）	143

**計画策定の趣旨と
地域福祉を取り巻く動向**

第1章

1 計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

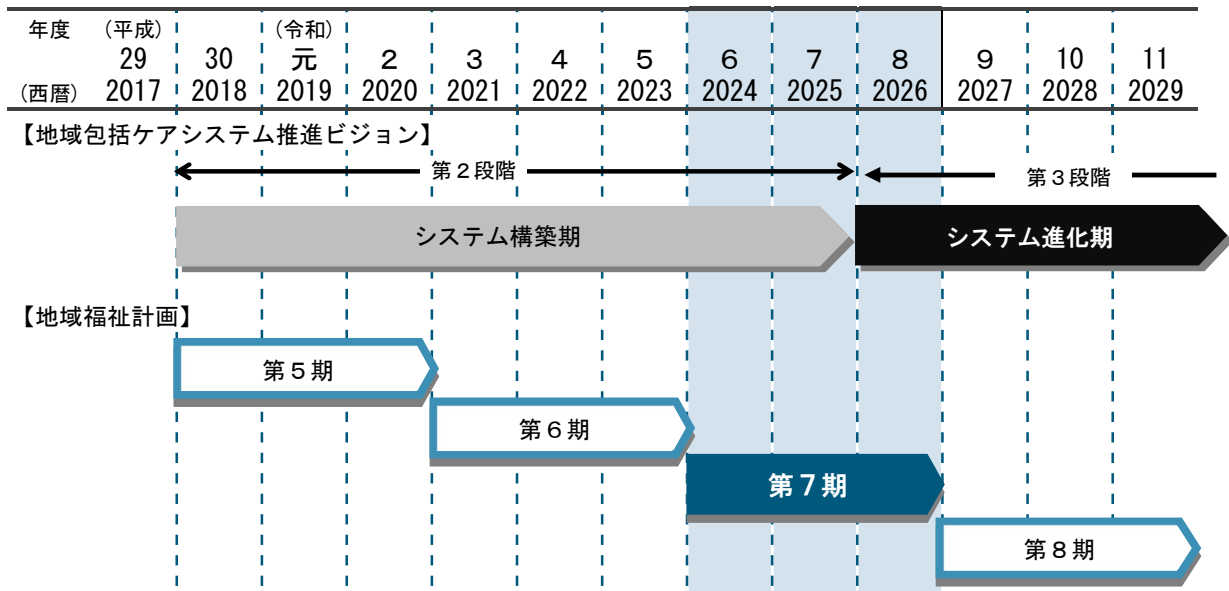
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業（同法第106条の3第1項各号）の実施に関する事項

本市では、平成16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。また、第7期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

(2) 計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

本市では、川崎市地域福祉計画とともに各区が「地域福祉計画」を策定し、川崎市社会福祉協議会においても、各区の取組を包含した「地域福祉活動計画」を策定することから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

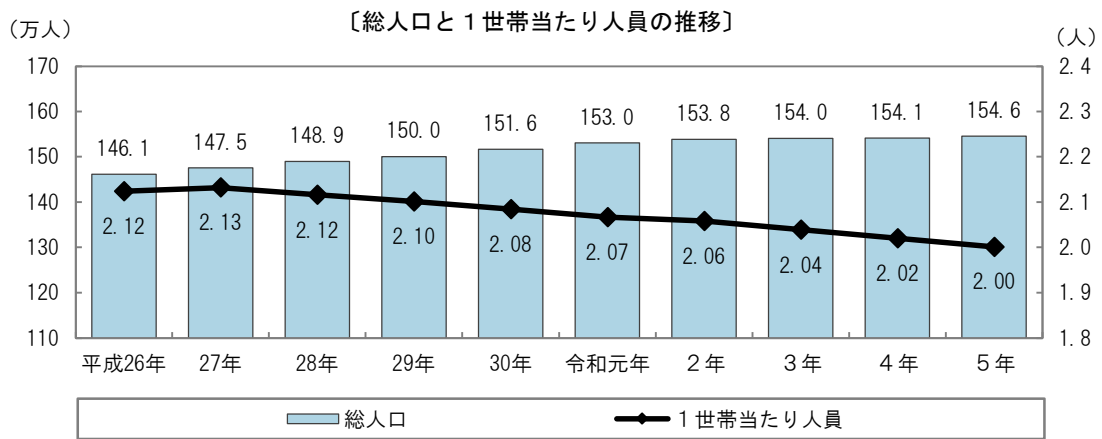
今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン(以下、「推進ビジョン」という。)」(27ページ以降参照)の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

2 地域福祉を取り巻く動向

(1) 人口の推移・世帯の状況

① 総人口と1世帯当たり人員の推移…令和5（2023）年10月現在、154.6万人

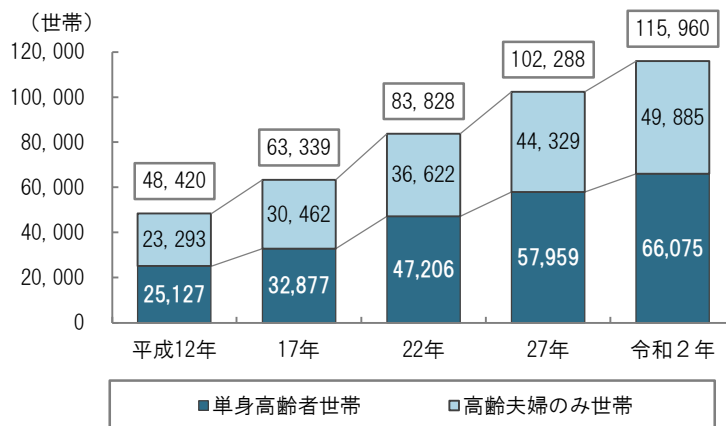
本市の人口は、平成29（2017）年に150万人を超え、その後も増加を続けています。令和5（2023）年10月現在154.6万人となっており、平成26（2014）年から約8.5万人増加しています。一方、1世帯当たり人員は平成27（2015）年以降、減少傾向にあります。



資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）

② 単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯の推移…単身高齢者世帯及び高齢夫婦のみ世帯ともに増加しており、合わせて11.6万世帯となっている

〔単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯数の推移〕

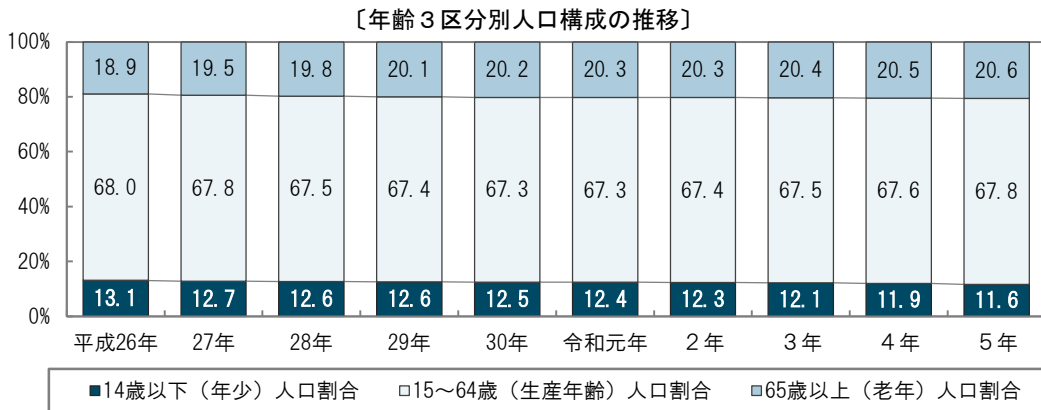


65歳以上のひとり暮らし高齢者、夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯は増加しており、令和2（2020）年の国勢調査では、合わせて11.6万世帯となっています。

資料：国勢調査

③ 年齢3区分別人口構成の推移…65歳以上の老年人口割合は増加傾向

年齢3区分別人口*構成は、65歳以上の老年人口割合が上昇を続け、令和5（2023）年10月1日現在20.6%となり、平成26（2014）年から1.7ポイント高くなっています。

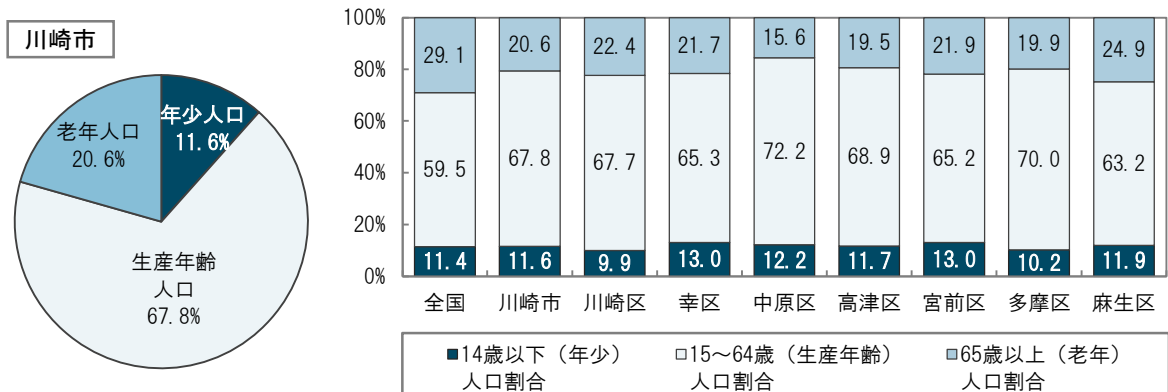


資料：川崎市統計情報「長期時系列データ（人口）」（各年10月1日現在）

④ 区別年齢3区分別人口構成…老年人口割合は麻生区、年少人口割合は幸区と宮前区、生産年齢人口割合は中原区が最も高い

年齢3区分別人口構成を区別に見ると、老年人口割合の最も高いのは麻生区、年少人口割合が最も高いのは幸区と宮前区、生産年齢人口割合が最も高いのは中原区となっています。全国と比べると、川崎市は年少人口、生産年齢人口割合が高く、老年人口割合が低くなっています。

〔年齢3区分別人口構成（全国、川崎市、7区別）〕



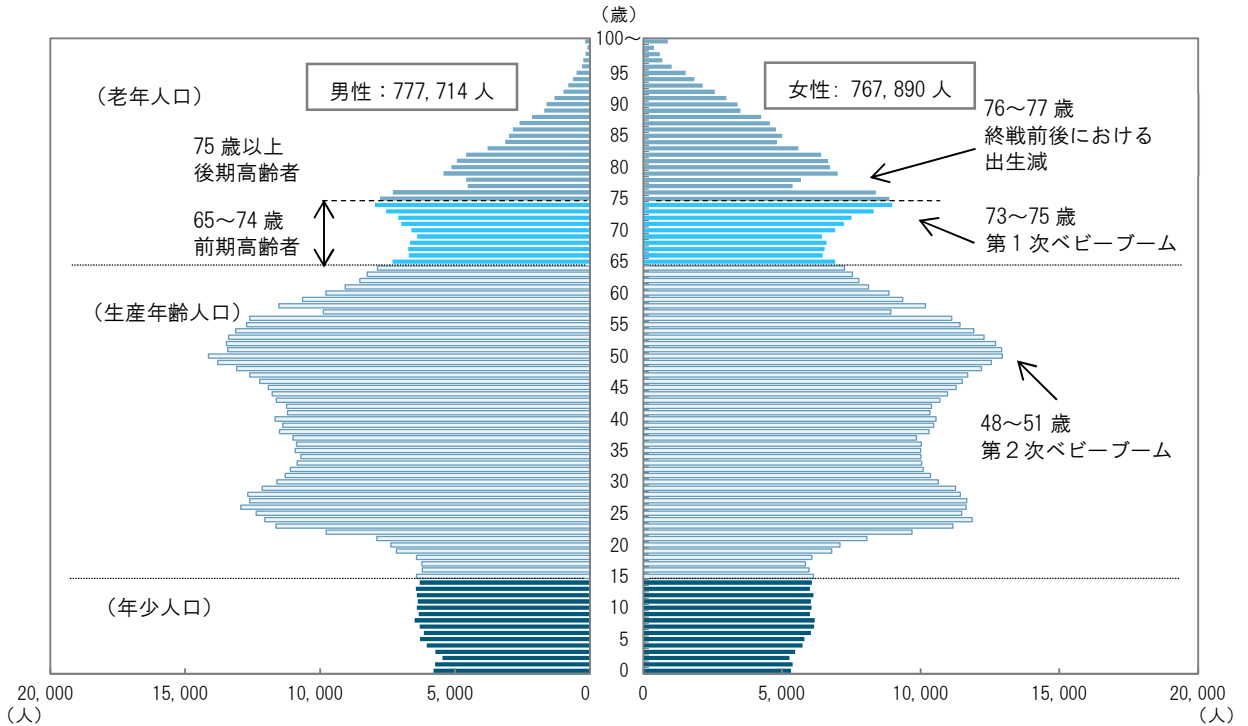
資料：川崎市統計情報「年齢別人口」（令和5（2023）年10月1日現在）

*年齢3区分別人口：14歳以下の人口を年少人口、15～64歳の人口を生産年齢人口、65歳以上の人口を老年人口といたします。

⑤ 人口ピラミッド…「48～51歳」を中心に、生産年齢人口が多い

年齢ごとに人口を表した人口ピラミッドは、「48～51歳」を中心とした張り出しが大きく、生産年齢人口が多いことが特徴となっています。

〔人口ピラミッド〕



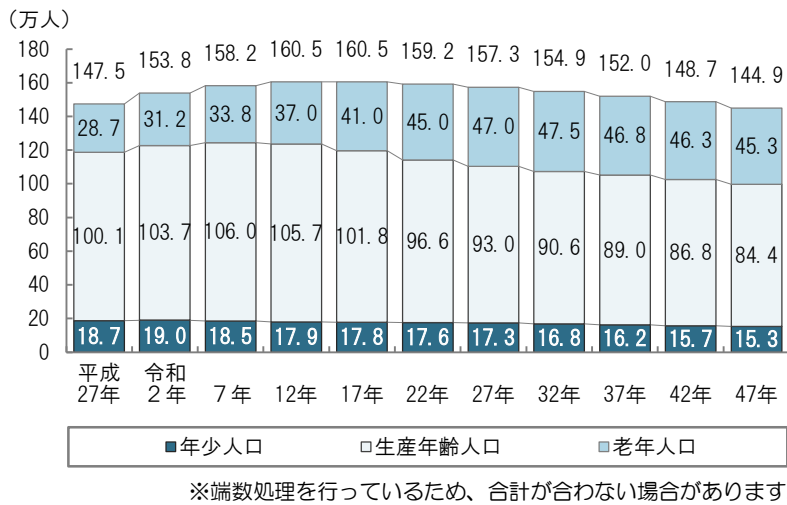
資料：川崎市統計情報「年齢別人口」（令和5（2023）年10月1日現在）

令和2（2020）年の国勢調査においても、大都市（政令指定都市と東京都区部）のうちで最も平均年齢が若い都市であり、生産年齢人口割合は東京都区部に次いで高く、老年人口割合は最も低くなっています*。また、男性が女性の人口を上回っています。

*令和2（2022）年国勢調査結果 平均年齢：川崎市43.7歳、横浜市46.4歳、東京都区部44.8歳
 生産年齢人口割合：川崎市67.1%、横浜市63.0%、東京都区部67.2%
 老年人口割合：川崎市20.2%、横浜市25.0%、東京都区部21.5%

⑥ 将来推計人口…総人口のピークは令和12(2030)年の160.5万人

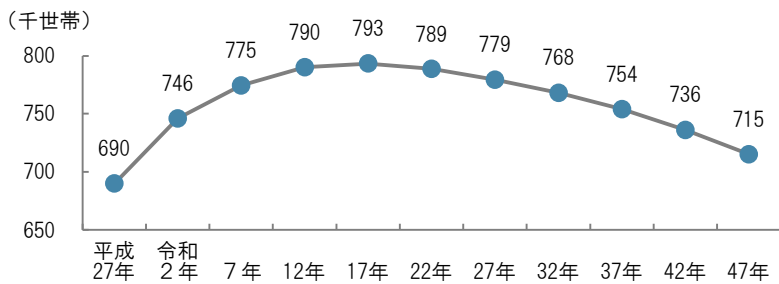
[年齢3区分別推計人口]



令和4(2022)年2月の「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」によると、総人口は、令和12(2030)年頃に160.5万人となりピークを迎えると推計されています。

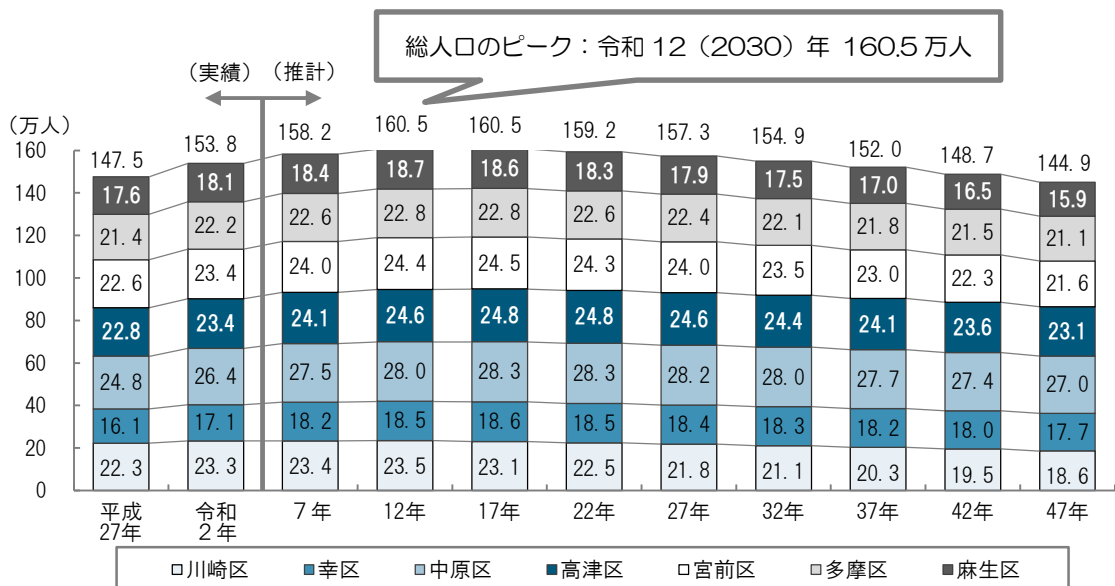
年少人口は令和2(2020)年頃、生産年齢人口は令和7(2025)年頃をそれぞれピークとして減少に転じ、老年人口は当面増加を続け、令和32(2050)年頃にピークを迎えると推計されています。

[一般世帯数推計]



一方、一般世帯数は今後増加を続け、令和17(2035)年頃に79.3万世帯となり、それ以降は減少過程に移行すると想定されています。

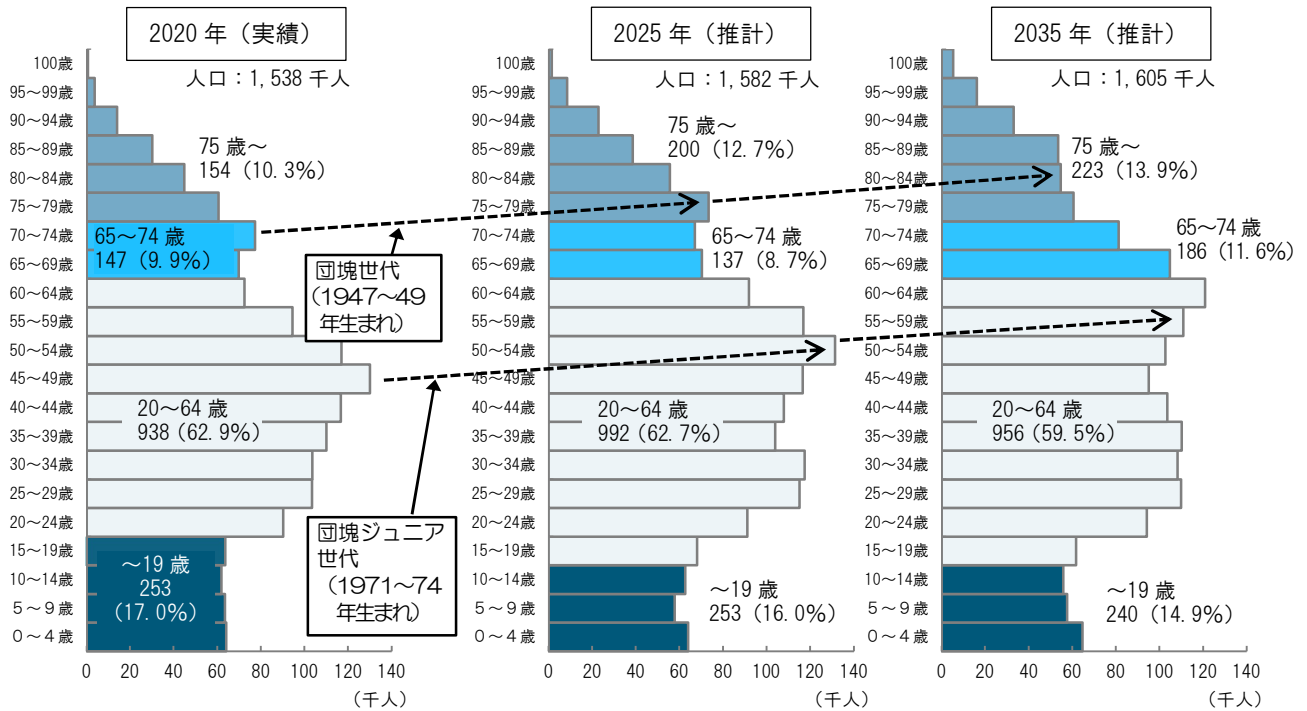
[各區別推計人口]



※各年10月1日現在。四捨五入のため各区の人口の合計が全市の人口と合わないことがあります。

資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」令和4(2022)年2月川崎市総務企画局

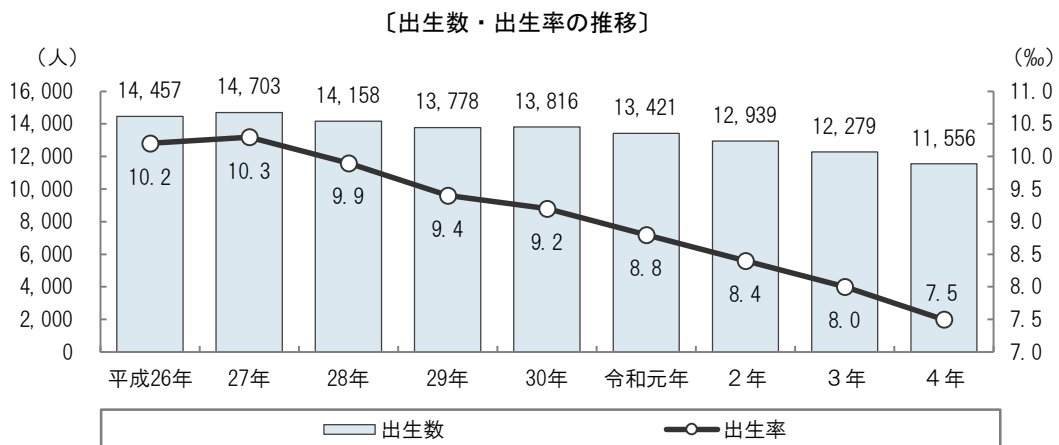
〔川崎市における人口ピラミッドの変化〕



資料：(実績) 令和2 (2020) 年国勢調査
 (推計) 「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計 (更新版)」
 令和4 (2022) 年2月 川崎市総務企画局

⑦ 出生数・出生率の推移…いずれも平成28 (2016) 年以降は年々減少している

出生数は、令和4 (2022) 年に1.2万人を割り込み、出生率 (人口千対) は、平成28 (2016) 年以降減少が続いています。

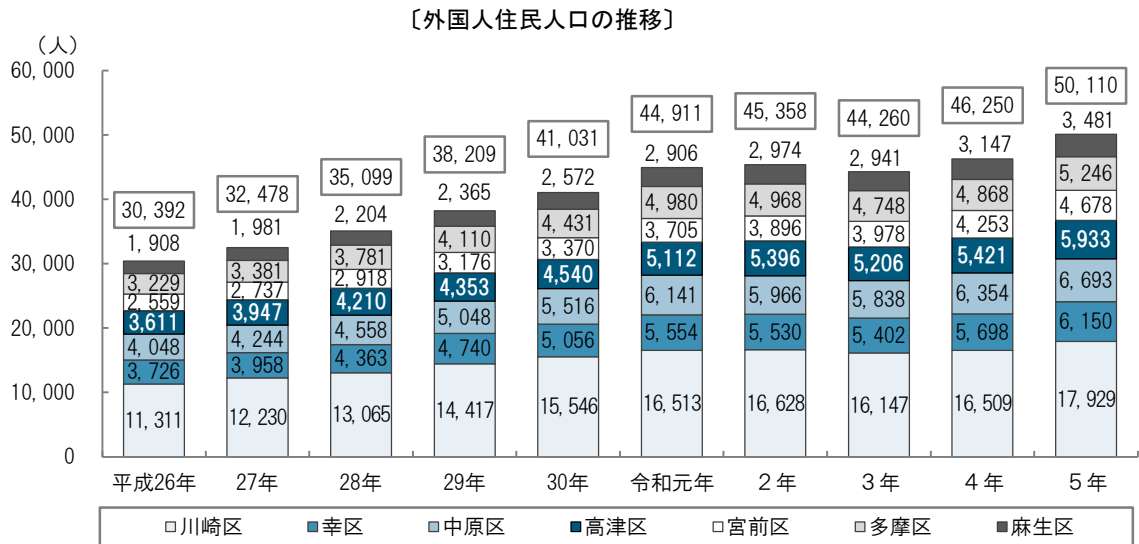


資料：川崎市健康福祉年報、平成30 (2018) 年以降は川崎市の人口動態。
 ※% (パーミル) = 千分率 (1000分の1を1とする。)

⑧ 外国人住民人口の推移…年々増加を続けている

外国人住民人口*は、平成26（2014）年以降増加傾向にあり、令和3（2021）年には一時減少に転じたものの、令和5（2023）年9月末日現在、50,110人となっています。

区別に見ると、最も多いのは川崎区で、全体の35.8%を占めています。



資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年9月末日現在）

ここまでのまとめ

- 人口は、令和5（2023）年10月現在、154.6万人。推計による総人口のピークは令和12（2030）年の160.5万人となっています。
- 人口ピラミッドは「48～51歳」が最も多く、生産年齢人口も多くなっています。
- 単身高齢世帯と高齢夫婦のみの世帯は増加しており、65歳以上の老年人口割合も増加しています。
- 出生数・出生率はいずれも減少していますが、外国人住民人口は増加傾向が続いています。

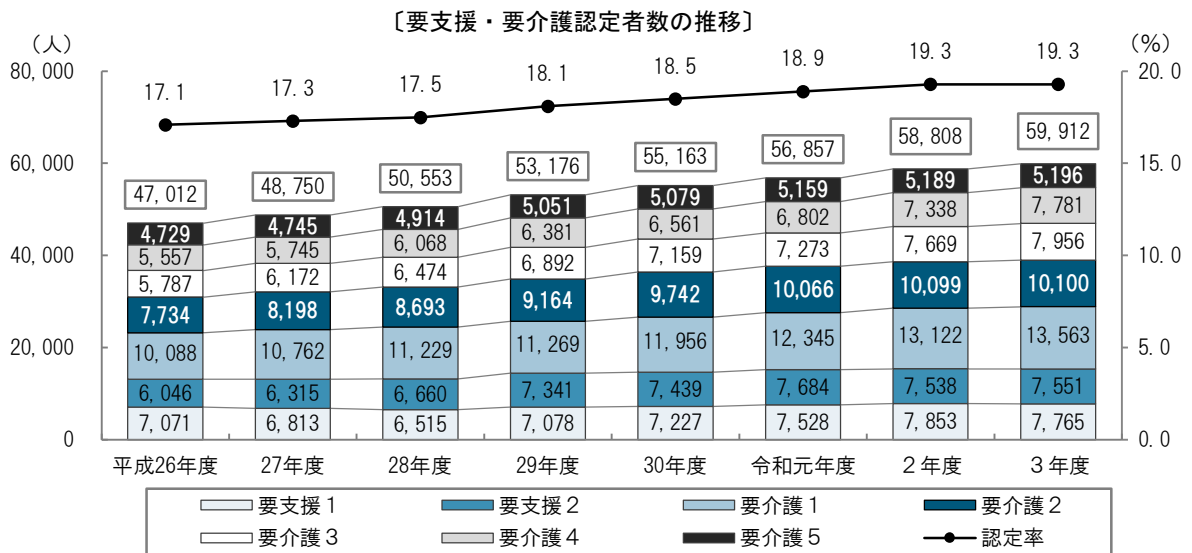
*外国人住民人口：平成24（2012）年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となっています。

(2) 高齢者・障害者・児童に関する統計

① 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移…認定率は19.3%に上昇

高齢化の進行とともに、要介護・要支援認定者数も増加しており、令和3（2021）年度は平成26（2014）年度から12,900人増え、59,912人となっています。

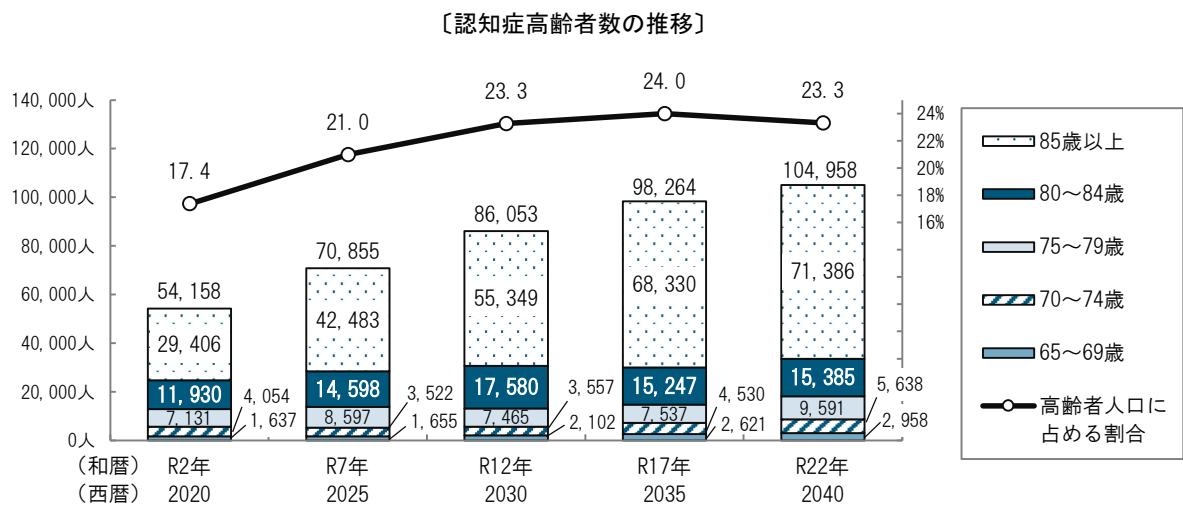
また、認定率は平成26（2014）年度の17.1%から19.3%に上昇しています。



資料：川崎市統計書（各年度末）

② 認知症高齢者数の推計…令和22（2040）年には10.5万人まで増加すると想定

本市の認知症高齢者数は、令和7（2025）年に7万人を超え、市の高齢者の約5人に1人が認知症であると推計しています。今後増加を続け、令和12（2030）年には8.6万人、令和22（2040）年には10.5万人まで増加すると想定しています。



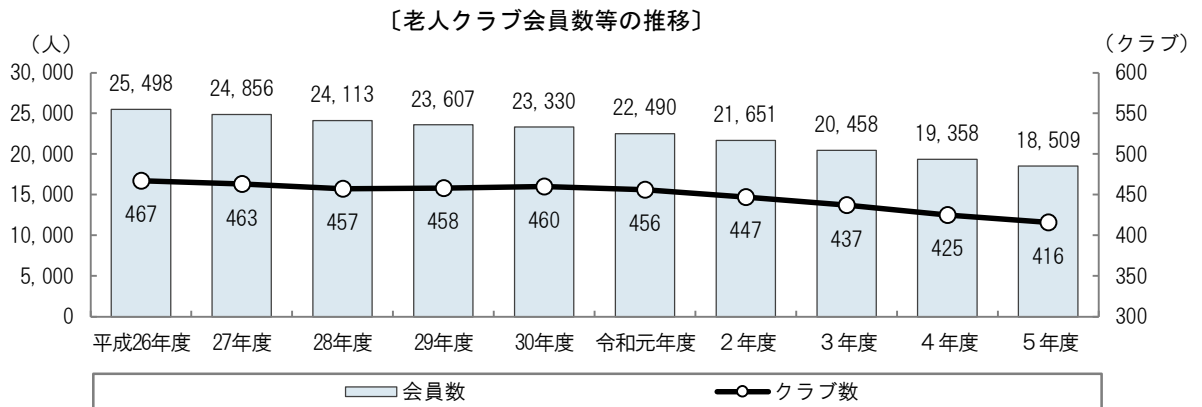
※資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

※この推計は、令和2年国勢調査をベースに、本市総務企画局が令和4年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したもの。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

③ 老人クラブの会員数等の推移…老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向

高齢者人口は増加している一方で、老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

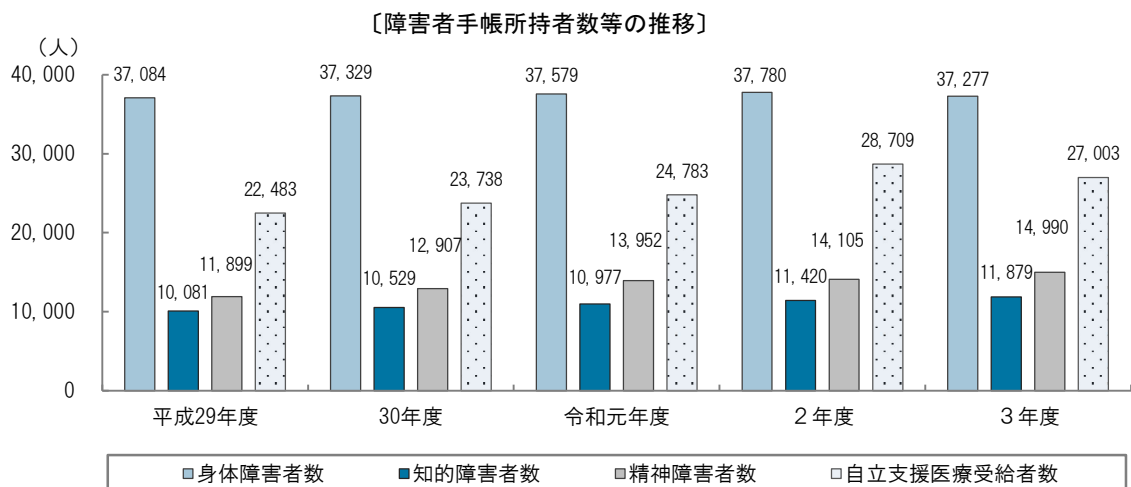
老人クラブは、平成26（2014）年度から51クラブ減少し、令和5（2023）年度は416クラブとなっています。会員数は、令和4（2022）年度に2万人を下回り、令和5（2023）年度は18,509人となっています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

④ 障害者福祉関係の統計…知的障害者・精神障害者の手帳所持者数、自立支援医療受給者数は増加傾向

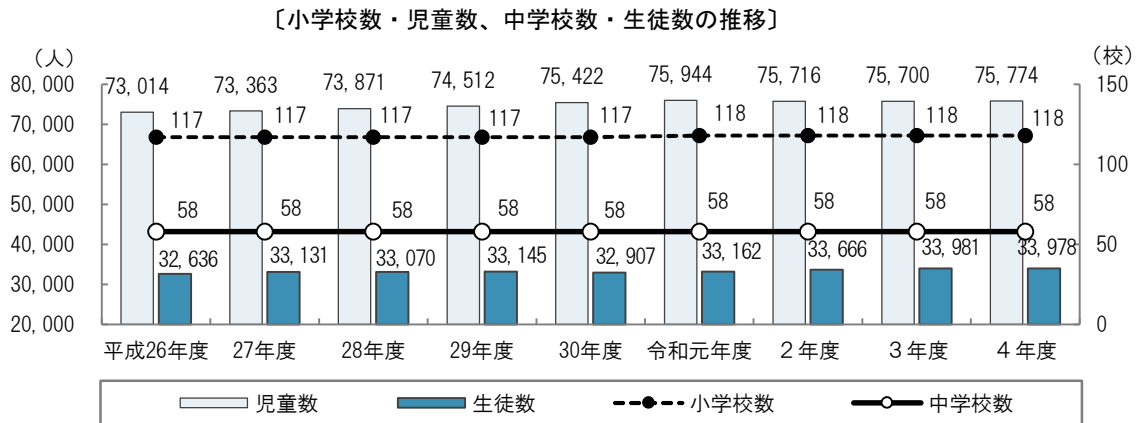
知的障害者数、精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、いずれも増加傾向となっており、精神障害者数は平成29（2017）年度から約3,000人増加しています。自立支援医療受給者数は、令和2（2020）年度に約4,000人の増加がみられ、令和3（2021）年度は27,003人となっています。身体障害者数（身体障害者手帳所持者）は横ばい傾向となっています。



資料：川崎市統計書、自立支援医療受給者数は川崎市健康福祉年報（各年度末）
※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

⑤ 小学校数・児童数、中学校数・生徒数の推移…小学校児童数・中学校生徒数ともに横ばいの傾向

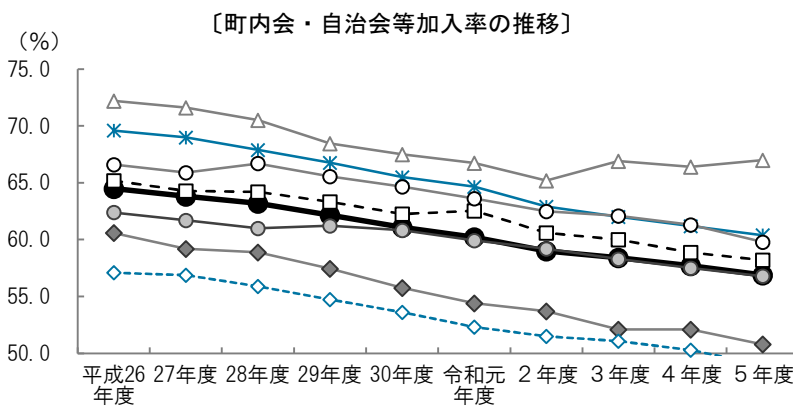
小学校児童数は令和元（2019）年度まで増加を続け、令和2（2020）年度以降は横ばいで推移しています。中学校生徒数は平成26（2014）年度以降、3.3万人前後で推移しています。



資料：川崎市統計書（各年度5月1日現在）

(3) 地域活動に関する状況等

① 町内会・自治会等加入率の推移…加入率は6割を下回り、漸減傾向



町内会・自治会等の加入率は漸減傾向となっており、令和5（2023）年度は市全体で56.9%となっています。区別に見ると、幸区が67.0%で最も高く、次いで中原区が60.4%、麻生区が59.8%となっています。

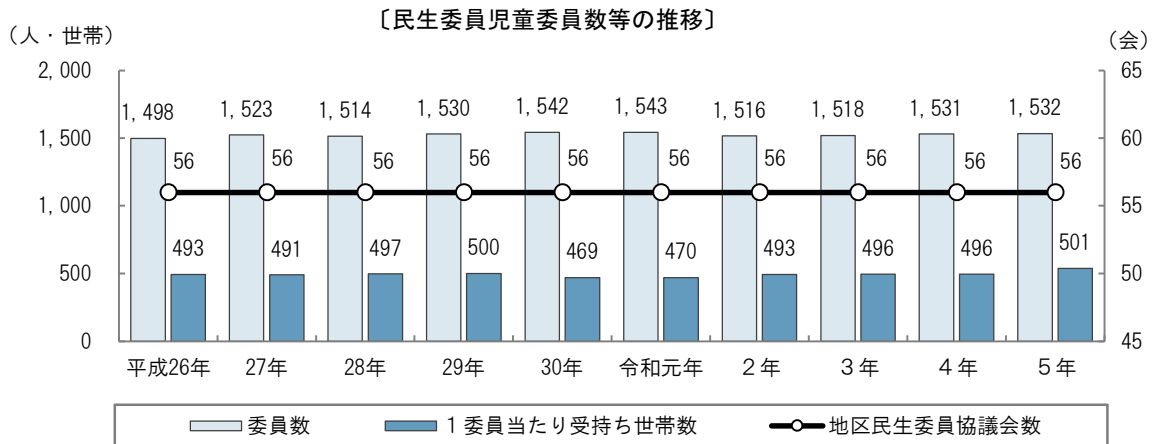
単位：%

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
川崎市	64.5	63.8	63.2	62.1	61.1	60.2	59.0	58.4	57.7	56.9
川崎区	60.6	59.2	58.9	57.4	55.8	54.4	53.7	52.1	52.1	50.8
幸区	72.2	71.6	70.5	68.5	67.5	66.7	65.2	66.9	66.4	67.0
中原区	69.6	69.0	67.9	66.8	65.5	64.6	62.9	62.0	61.2	60.4
高津区	62.4	61.7	61.0	61.2	60.8	59.9	59.2	58.3	57.5	56.8
宮前区	65.2	64.3	64.2	63.3	62.3	62.5	60.6	60.0	58.9	58.2
多摩区	57.1	56.9	55.9	54.7	53.6	52.3	51.5	51.1	50.3	49.0
麻生区	66.6	65.9	66.7	65.6	64.6	63.6	62.5	62.1	61.3	59.8

資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

② 民生委員児童委員数の推移… 1 委員当たり 501 世帯を受け持っている

人口、世帯数は増加している一方で、地区民生委員協議会数は横ばいとなっています。委員数は令和4（2022）年にやや増加しましたが、1 委員当たり受持ち世帯数は令和5（2023）年に 501 世帯となり、前年から増加しています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

③ NPO法人数・かわさき市民活動センターの活動状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認証NPO法人数（各年度末時点）		361法人	365法人	356法人
かわさき市民活動センター	施設・設備利用延べ団体数	2,246団体	3,087団体	3,936団体
	施設・設備利用延べ利用者数	10,296名	13,864名	17,135名

資料：市民文化局市民活動推進課調べ

④ ボランティア活動振興センター等の活動状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア活動振興センター（区社協分を含む）	ボランティア依頼件数	451件	409件	259件
	ボランティア活動コーディネート件数	335件	320件	210件
	施設・設備利用延べ利用者数	17,307人	29,927人	41,846人

※ボランティア活動振興センターは、川崎市社会福祉協議会が運営する事業で、各区社会福祉協議会においても同様の事業を実施している。

(4) その他の関連統計

① 在宅療養者の状況…令和7（2025）年は7,908人分の増加見込み

令和7（2025）年の在宅医療等の必要量は21,730人分で、平成25（2013）年と比較して、7,908人分の増加が見込まれています。

区分		平成25年 (2013)①	令和7年 (2025) 在宅医療等の 必要量②	差引 [②-①]	増加率 [②/①]
川崎北部	在宅医療等	8,014	13,599	5,585	169.7%
	(再掲)訪問診療分	6,359	9,705	3,346	152.6%
川崎南部	在宅医療等	5,808	8,131	2,323	140.0%
	(再掲)訪問診療分	4,319	5,766	1,447	133.5%
川崎市全域	在宅医療等	13,822	21,730	7,908	157.2%
	(再掲)訪問診療分	10,678	15,471	4,793	144.9%

※平成25（2013）年の在宅医療等の患者数は、次の①～④の患者数の合計

- ① 療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者数の70%の患者数
- ② 平成25（2013）年に在宅患者訪問診療料を算定している患者数
- ③ 平成25（2013）年の介護老人保健施設の施設サービス受給者数
- ④ 一般病床の入院患者のうち、医療資源投入量が175点未満の患者数

資料：神奈川県地域医療構想（平成28（2016）年10月）

② 児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当受給世帯数は、減少傾向で令和4（2022）年度末では、5,441世帯となっており、平成30（2018）年度末に比べて773世帯減少しています。

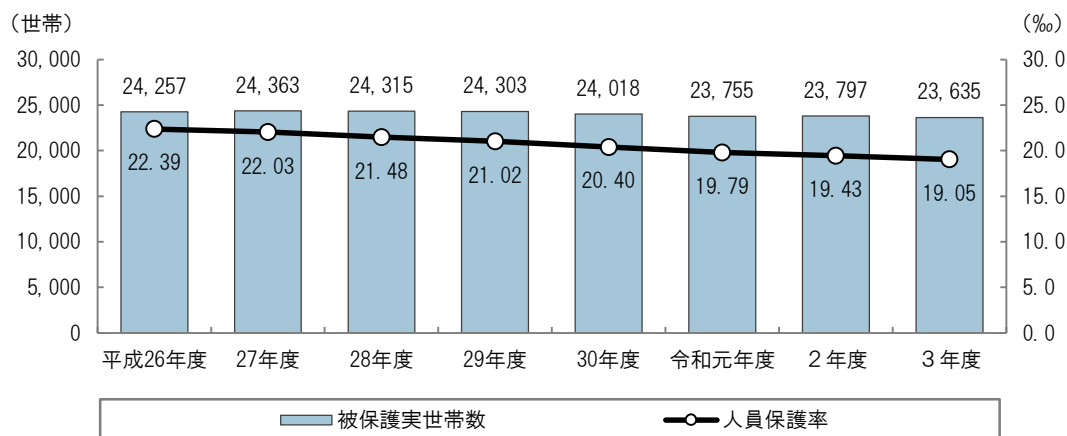
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給世帯数	6,214世帯	6,077世帯	5,836世帯	5,729世帯	5,441世帯

資料：こども未来局児童家庭支援・虐待対策室調べ（各年度3月末日現在）

③ 生活保護*受給世帯数・保護率の推移…減少傾向にある

被保護実世帯数（受給世帯数）は令和元（2019）年度に 24,000 世帯を下回り、人員保護率は令和元（2019）年度に 20% を下回るなど、それぞれ減少傾向がみられます。

〔生活保護受給世帯数・保護率の推移〕



資料：川崎市統計書（各年度平均）、令和元（2019）年度は川崎市生活保護の動向
 (注) 保護率は毎月1日現在の推計人口 1,000 人に対する実人員の率を月平均にしたもの。

ここまでのまとめ

- 高齢化の進展とともに、要支援・要介護認定者数は増加しており、認知症高齢者数も、引き続き増加すると想定しています。
- 老人クラブのクラブ数・会員数はいずれも減少しています。
- 知的障害者数（療育手帳所持者）、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、いずれも増加しています。
- 町内会・自治会の加入率は6割を下回り、減少傾向が続いています。
- 生活保護受給世帯数・保護率は、いずれも平成 28（2016）年度以降、令和 3（2021）年度まで減少傾向となっています。

*生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

3 川崎市における地域福祉に関する実態調査

(1) 令和4年度川崎市地域福祉実態調査

第7期計画の策定に向けて、地域福祉に関するニーズを把握し、本市における地域福祉の向上に資する計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に、令和4（2022）年度に「川崎市地域福祉実態調査」を実施しました。

(2) 川崎市地域福祉実態調査の対象

① 地域の生活課題に関する調査

- ア 対象者 18歳以上の男女7,000人（各区1,000人を基本とした）
- イ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ウ 調査方法等 郵送配布・郵送回収（回収数2,450件、有効回収率35.0%）
- エ 調査時期 令和4（2022）年11月18日～12月16日

② 地域福祉活動に関する調査

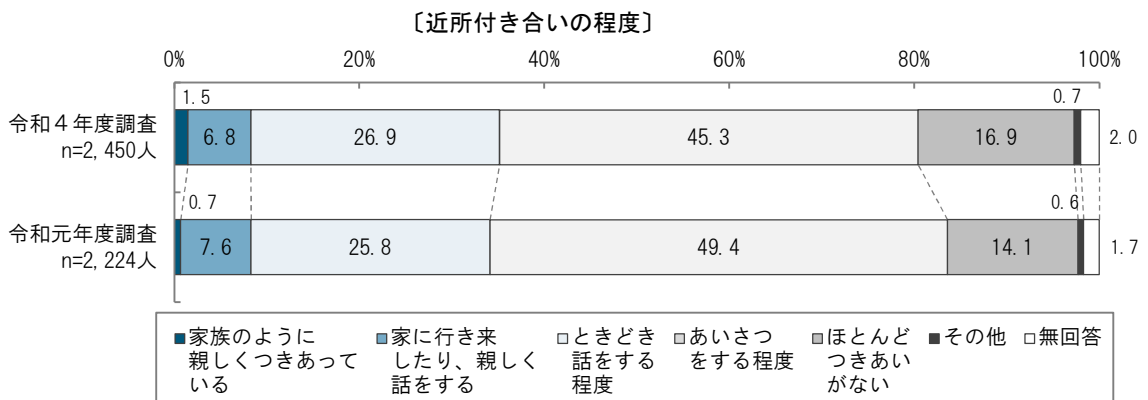
- ア 対象者 市内で地域福祉活動を行う団体等503団体
- イ 抽出方法 町内会・自治会、地区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉団体
- ウ 調査方法等 郵送配布・郵送回収（回収数325件、有効回収率64.6%）
- エ 調査時期 令和4（2022）年11月18日～12月16日

(3) 川崎市における地域福祉に関する意識と実態

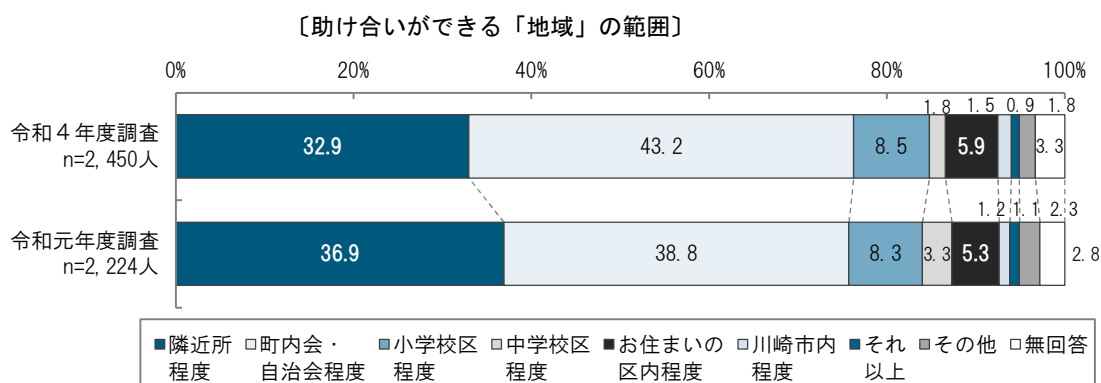
（令和4年度川崎市地域福祉実態調査による）

① 地域住民のつながりの促進…「あいさつをする程度」が45.3%

➡ 「近所付き合いの程度」については、「あいさつをする程度」が45.3%で、「ほとんどつきあいが無い」という回答は前回調査と比較して2.8ポイント増加しています。



- ➡ 「助け合いができる「地域」の範囲」は、「町内会・自治会程度」が43.2%で最も多く、次いで、「隣近所程度」が32.9%となっています。



- ➡ 「地域において問題だと感じていること」は、「地域防犯・防災に関する問題」が31.0%で最も多く、次いで、「高齢者に関する問題」(30.8%)、「子どもに関する問題」(24.6%)、「地域のつながりに関する問題」(19.9%)、となっています。また、「特に問題だと感じていることはない」(29.1%)は前回調査と比較して6.3ポイント増加しています。

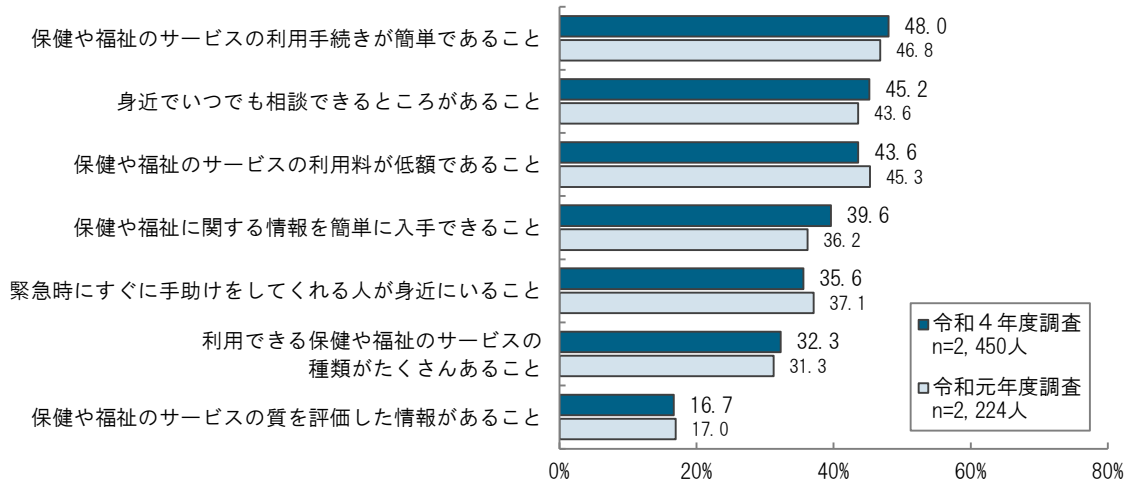
〔地域において問題だと感じていること（複数回答）〕

区分	令和4年度 (%)	令和元年度 (%)
地域防犯・防災に関する問題 (交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など)	31.0	35.4
高齢者に関する問題(介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど)	30.8	34.4
子どもに関する問題 (育児不安、児童虐待、ヤングケアラー、子育て支援、教育、しつけ、遊び場づくりなど)	24.6	24.6
地域のつながりに関する問題 (近所づきあい、新型コロナウイルスなど新興感染症による対面での交流、人と人との関係が希薄など)	19.9	26.2
適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	16.3	19.0
障害児・者に関する問題 (地域生活支援、権利擁護、活動支援、障害に対する理解など)	10.1	10.2
家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	10.0	9.8
健康づくりに関する問題(ストレス、食育、生活習慣病など)	9.3	9.1
地域での活動・資源に関する問題(買い物、移動、食事など)	6.7	-
必要な制度や地域活動が十分でないことが原因と考えられる問題	-	6.5
地域活動や団体活動を行う拠点や場所がない(足りない)という問題	5.9	6.5
その他	3.3	3.6
特に問題だと感じていることはない	29.1	22.8
無回答	4.2	4.2
回答者数	2,450	2,224

② 地域課題の解決方策について…手続きの簡便さや身近で相談しやすい場所、低額な利用料が望まれている

➡ 「心配ごとを解決するために必要なこと」は、「保健や福祉のサービスの利用手続きが簡単であること」が48.0%で最も多く、次いで「身近でいつでも相談できるところがあること」「保健や福祉のサービスの利用料が低額であること」となっています。

〔心配ごとを解決するために必要なこと（複数回答）上位7項目〕



➡ 日常生活が不自由になったときに「地域の人たちに手助けしてほしいこと」については、「安否確認の見守り・声かけ」が43.2%で最も多く、次いで「災害時の手助け」「炊事・洗濯・掃除などの家事」となっています。

一方、地域の支え合いとして「自分自身ができること」については、「安否確認の見守り・声かけ」が54.3%と最も多く、次いで「災害時の手助け」「ちょっとした買い物」となっています。また、「炊事・洗濯・掃除などの家事」は6.4%で、「地域の人たちに手助けしてほしいこと」と21.9ポイントの差があります。

〔日常生活が不自由になった時に、地域の人に手助けをしてほしいこと・地域の支え合いとして自分ができること（複数回答）〕

区分	地域の人たちにしてほしいこと		自分自身ができること	
	令和4年度 (%)	令和元年度 (%)	令和4年度 (%)	令和元年度 (%)
安否確認の見守り・声かけ	43.2	49.1	54.3	62.2
災害時の手助け	35.4	42.3	31.6	35.7
炊事・洗濯・掃除などの家事	28.3	27.0	6.4	7.0
ちょっとした買い物	24.9	22.3	28.9	32.9
外出の付き添い	10.2	13.4	7.5	9.5
ゴミ出し・雨戸の開け閉め	8.7	10.2	11.2	12.6
子育て・介護などの相談相手	7.2	7.7	8.0	8.3
趣味など世間話の相手	7.1	8.9	8.9	12.6
子どもの預かり	5.5	5.3	5.7	6.0
電球交換や簡単な大工仕事	2.9	7.6	5.5	8.4
草むしり、冷蔵庫内の整理	1.8	2.5	2.7	4.4
特にない	13.1	13.0	12.0	12.6
回答者数	2,450	2,224	2,450	2,224

※「その他」「無回答」を除く

③ 地域活動やボランティア活動について

➡ 地域活動やボランティア活動への参加状況については、「町内会・自治会に関する活動」が22.0%で最も多く、次いで「お祭りやイベントに関する活動」「環境美化（ごみ拾いなどを含む）に関する活動」が16.0%となっています。また、「今は参加していないが条件が整えば参加したい」が16.2%、「参加したことがない」が41.5%となっています。

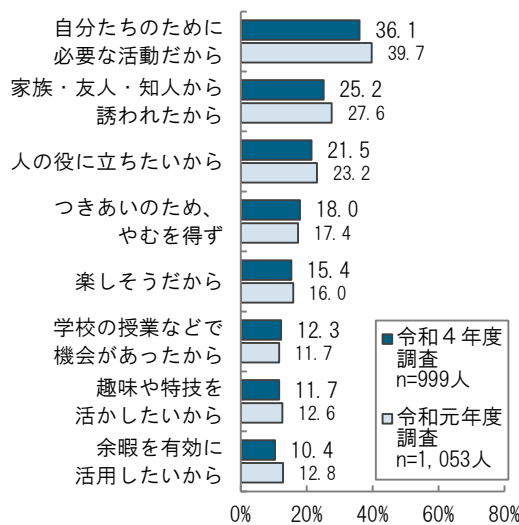
活動に参加した動機やきっかけについては、「自分たちのために必要な活動だから」が36.1%で最も多く、次いで「家族・友人・知人から誘われたから」「人の役に立ちたいから」となっています。活動に参加したことがない理由については、「仕事や家事が忙しく時間がない」が53.2%で最も多く、次いで「身近に活動グループや仲間がいない（知らない）」「きっかけがつかめない」となっています。

〔地域活動やボランティア活動への参加状況（複数回答；5%以上の回答があったもの）〕

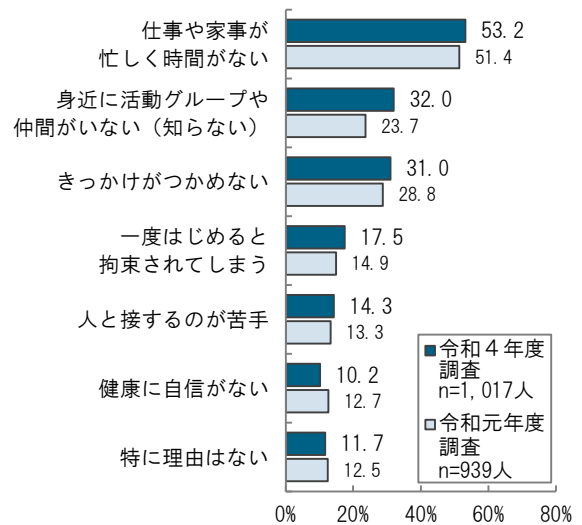
区分	令和4年度 (%)	令和元年度 (%)
町内会・自治会に関する活動	22.0	25.7
お祭りやイベントに関する活動	16.0	20.6
環境美化（ごみ拾いなどを含む）に関する活動	16.0	16.8
スポーツ（運動会などを含む）に関する活動	7.3	9.9
子育てに関する活動	6.7	8.0
高齢者に関する活動	4.9	5.5
健康づくりに関する活動	3.8	6.0
文化・芸術に関する活動	3.7	5.2
今は参加していないが条件が整えば参加したい	16.2	11.0
参加したことがない	41.5	42.2
回答者数	2,450	2,224

※「その他」「無回答」を除く

〔活動に参加した動機やきっかけ（複数回答；10%以上の回答があったもの）〕



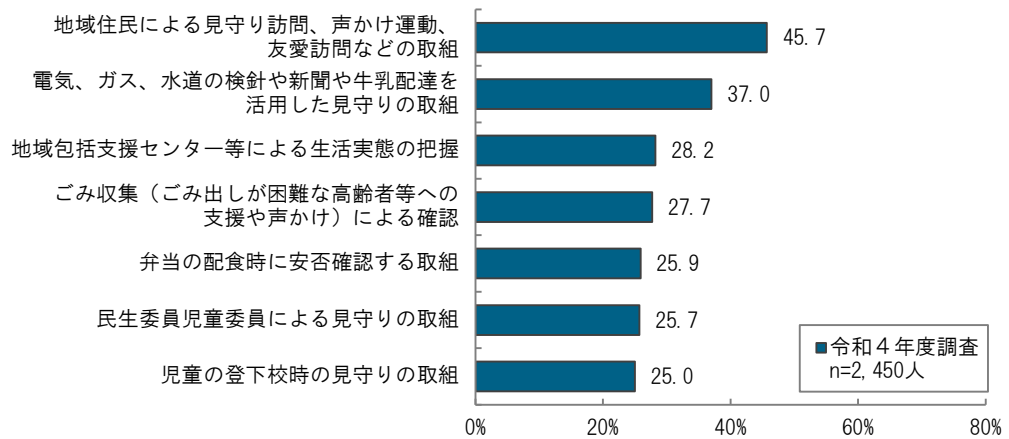
〔活動に参加したことがない理由（複数回答；10%以上の回答があったもの）〕



④ 社会的不安や孤独・孤立の問題に対応していくための地域での取組…地域住民による見守り・声かけが有効

- 社会的不安や孤独・孤立の問題に対応していくために有効だと思う取組については、「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組」が45.7%で最も多く、次いで「電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組」が37.0%、「地域包括支援センター等による生活実態の把握」が28.2%となっています。

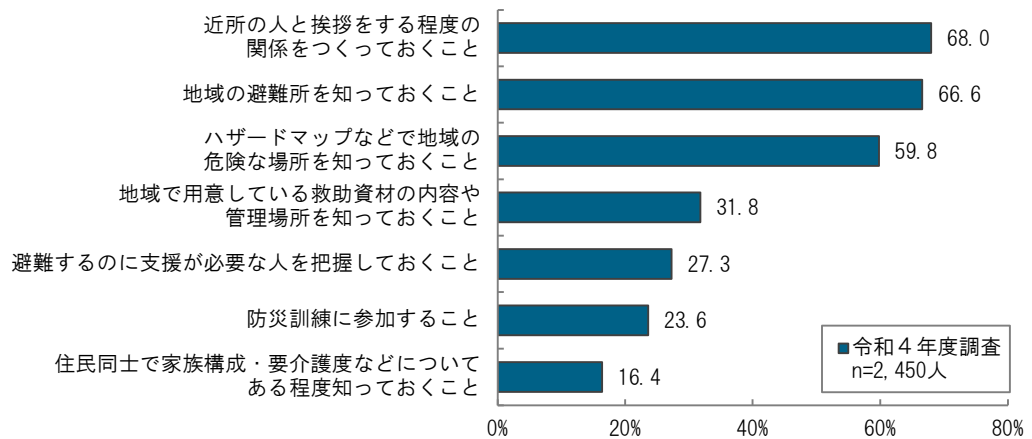
〔孤立死を防ぐために有効だと思うこと（複数回答；20%以上の回答があったもの）〕



⑤ 大規模災害の発生に備えて普段から行う活動…「近所の人と挨拶をする程度に関係づくり」「地域の避難所の把握や危険な場所の把握」が必要と答えた人が半数以上

- 大規模な災害発生時に備えた、地域住民同士での助け合いに関わる普段からの行動については、「近所の人と挨拶をする程度に関係をつくっておくこと」が68.0%で最も多く、次いで「地域の避難所を知っておくこと」が66.6%、「ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと」が59.8%となっています。

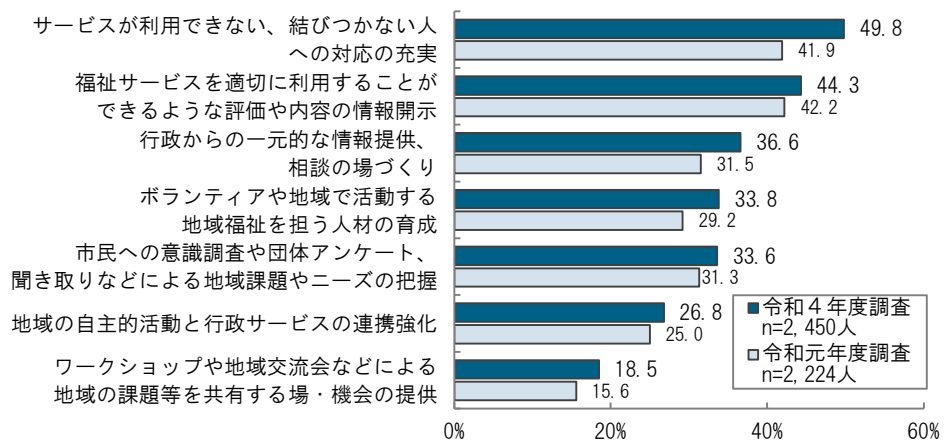
〔大規模な災害発生時に備えた、地域住民同士での助け合いに関わる普段から必要だと思う行動（複数回答；10%以上の回答があったもの）〕



⑥ 今後の地域福祉の推進について…行政が取り組むべきことは、サービスを利用できない人への対応や情報提供、市民が取り組むべきことは住民同士の助け合い、相談できる関係づくり

- ➡ 地域福祉を推進するために行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が49.8%で最も多く、次いで「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」が44.3%、「行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり」が36.6%となっています。

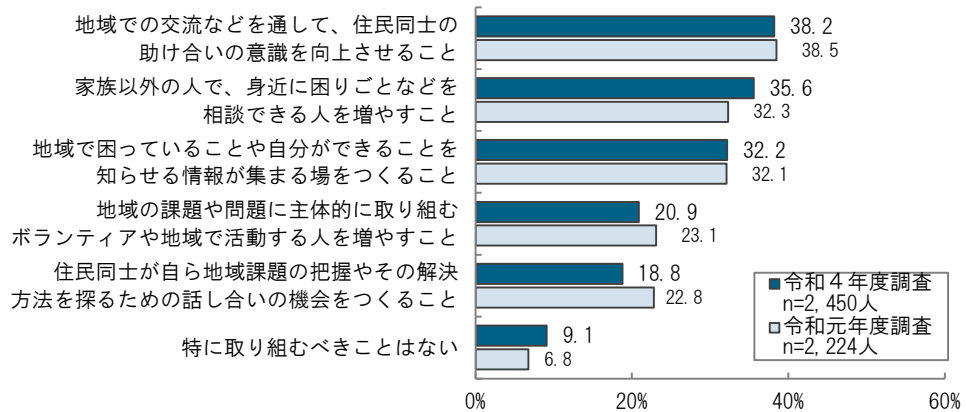
〔地域福祉推進のために行政が取り組むべきこと（複数回答）〕



※「その他」「無回答」を除く

- ➡ 地域福祉を推進するために市民が取り組むべきことは、「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が38.2%で最も多く、次いで「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が35.6%、「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」が32.2%となっています。

〔地域福祉推進のために市民が取り組むべきこと（複数回答）〕

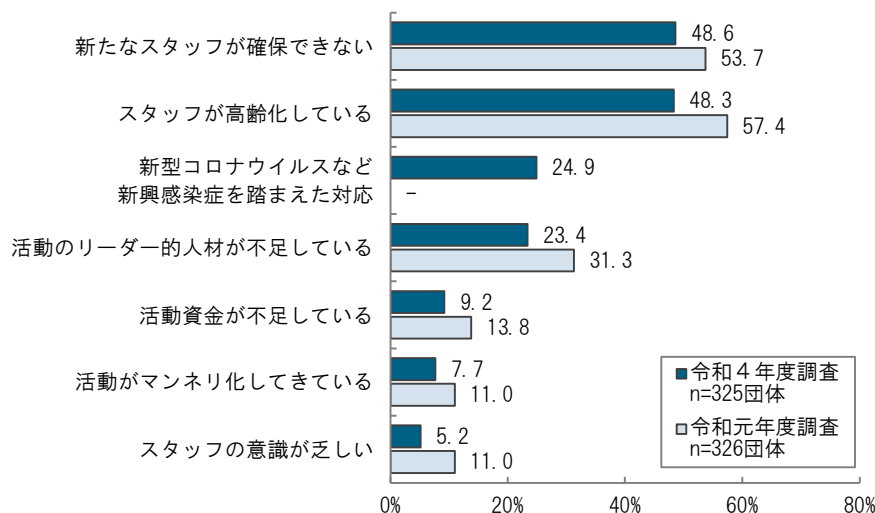


※「その他」「無回答」を除く

⑦ 地域福祉活動をする上で困っていること…スタッフの人材確保と高齢化が課題

➡ 地域福祉活動に関する調査において、団体が活動する上で困っていることは、「新たなスタッフが確保できない」「スタッフが高齢化している」が約50%となっています。また、「新型コロナウイルスなど新興感染症を踏まえた対応」「活動のリーダー的人材が不足している」が20%を超えています。

〔地域福祉活動団体が、活動を行う中で困っていること〕
(複数回答：10%以上の回答があったもの)



ここまでのまとめ

- 近所付き合いの程度は、あいさつをする程度が約半数で、助け合いができる地域の範囲は、町内会・自治会程度との回答が最も多くなっています。
- 地域の問題と感じていることは、地域防犯・防災に関することが最も多く、高齢者に関すること、子どもに関すること、地域のつながりに関することが続いています。
- 地域活動やボランティア活動については、町内会・自治会活動への参加が最も多い一方、約4割が参加したことがないと回答しています。
- 社会的不安や孤独・孤立に対する取組は、地域住民による見守り・声掛けが有効との回答が最も多くなっています。
- 行政が取り組むべきことは、サービスを利用できない人への対応や情報提供があげられています。
- 地域福祉活動を行う上で、スタッフの人材確保と高齢化、感染症を踏まえた対応が課題となっています。

**川崎市における
地域包括ケアシステム
構築に向けた取組**

第2章

1 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26（2014）年度に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下、「推進ビジョン」という。）を策定しました。

（1）社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進行とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

（2）策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

高齢者施策は、住宅施策等の関連施策との連携や、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。

また、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、本市では、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始めました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

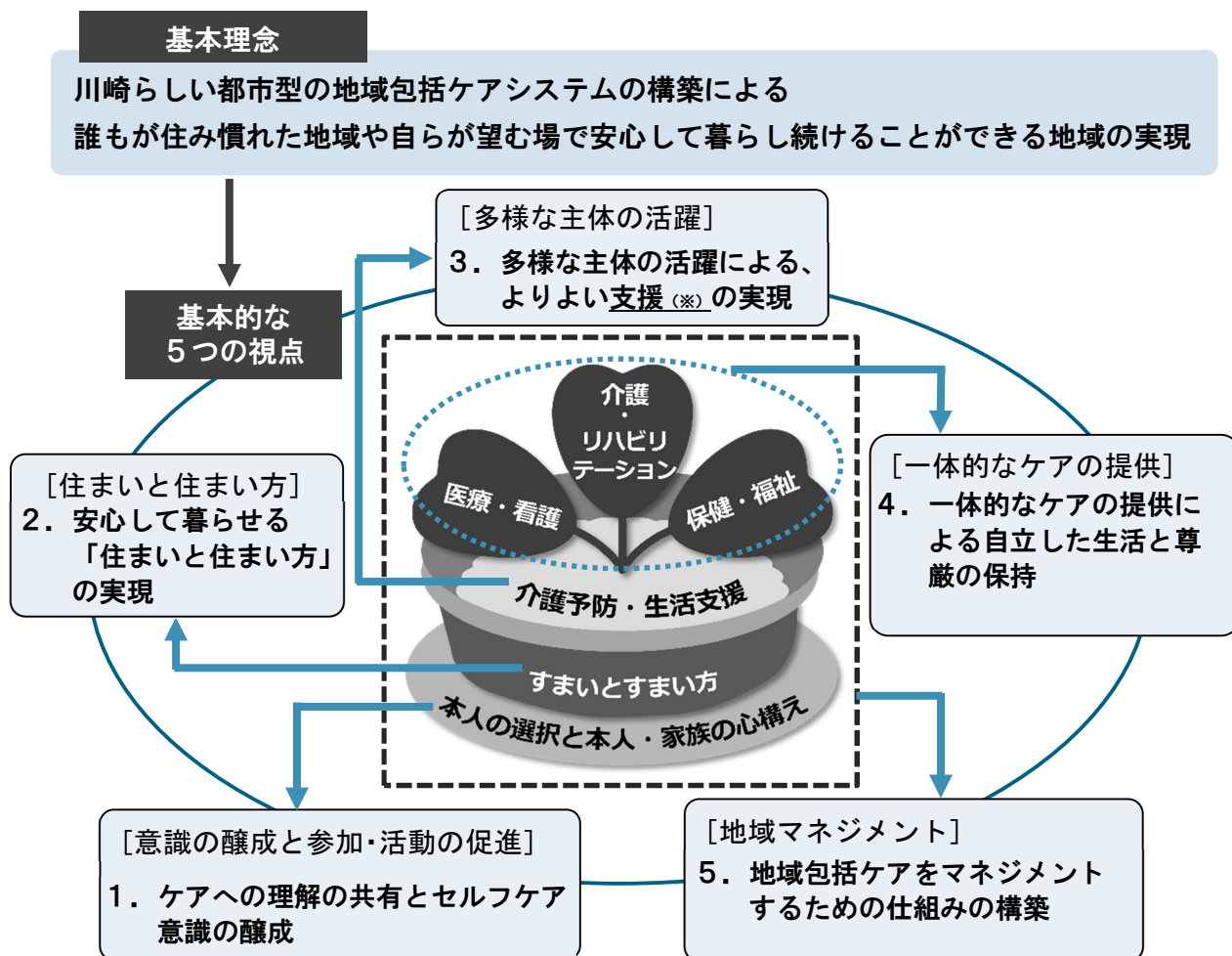
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

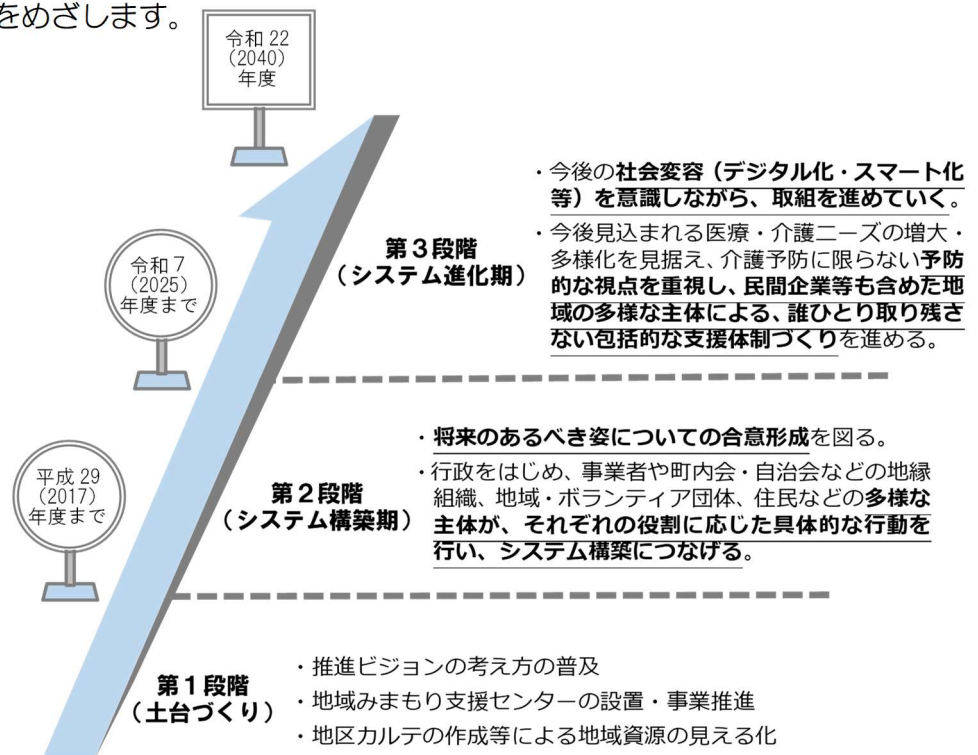
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27（2015）年度から 29（2017）年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを第2段階の「システム構築期」、令和 8（2026）年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる 8050 問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルスの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和 7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和 22（2040）年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



*令和 22（2040）年：いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28（2016）年 4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

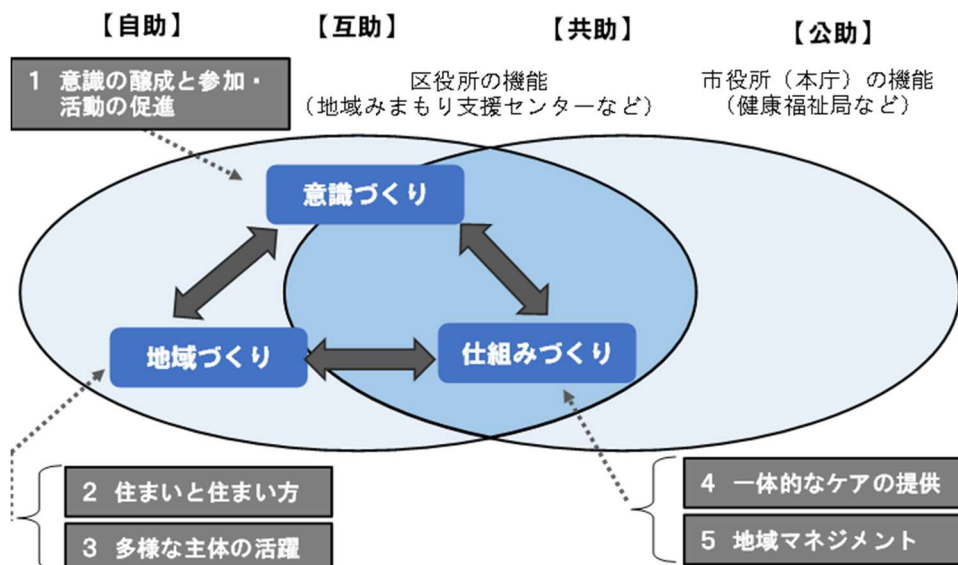
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成 31（2019）年 4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」（以下、「地域みまもり支援センター」という。）と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



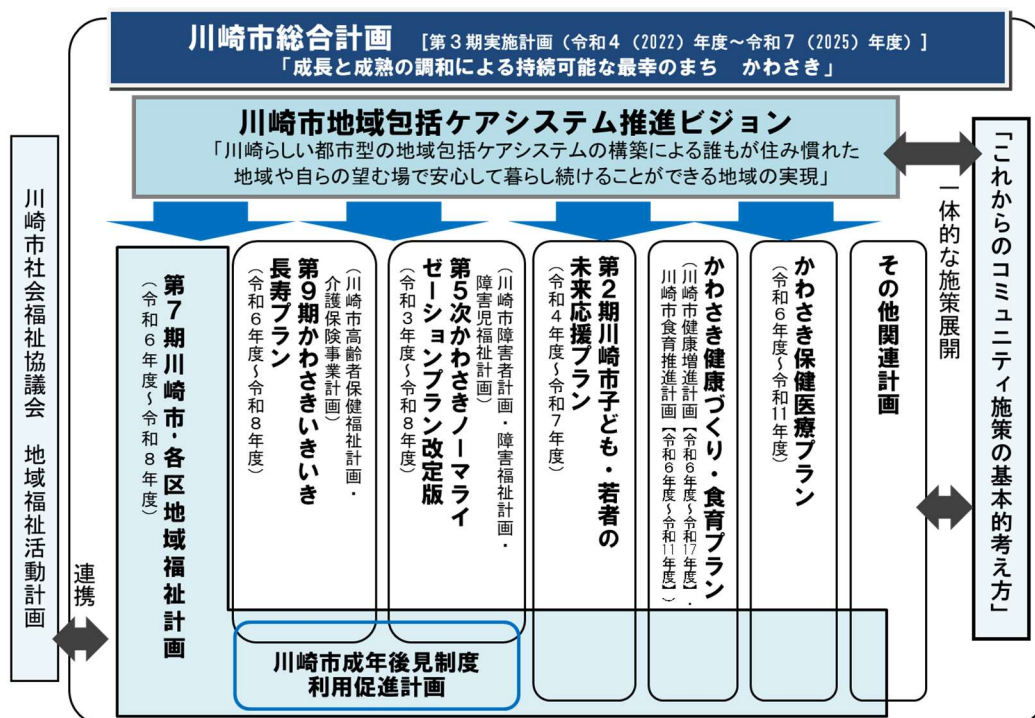
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和5（2023）年度）の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」（72ページ参照）を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 地域包括ケアシステム構築に向けた主な関連する取組

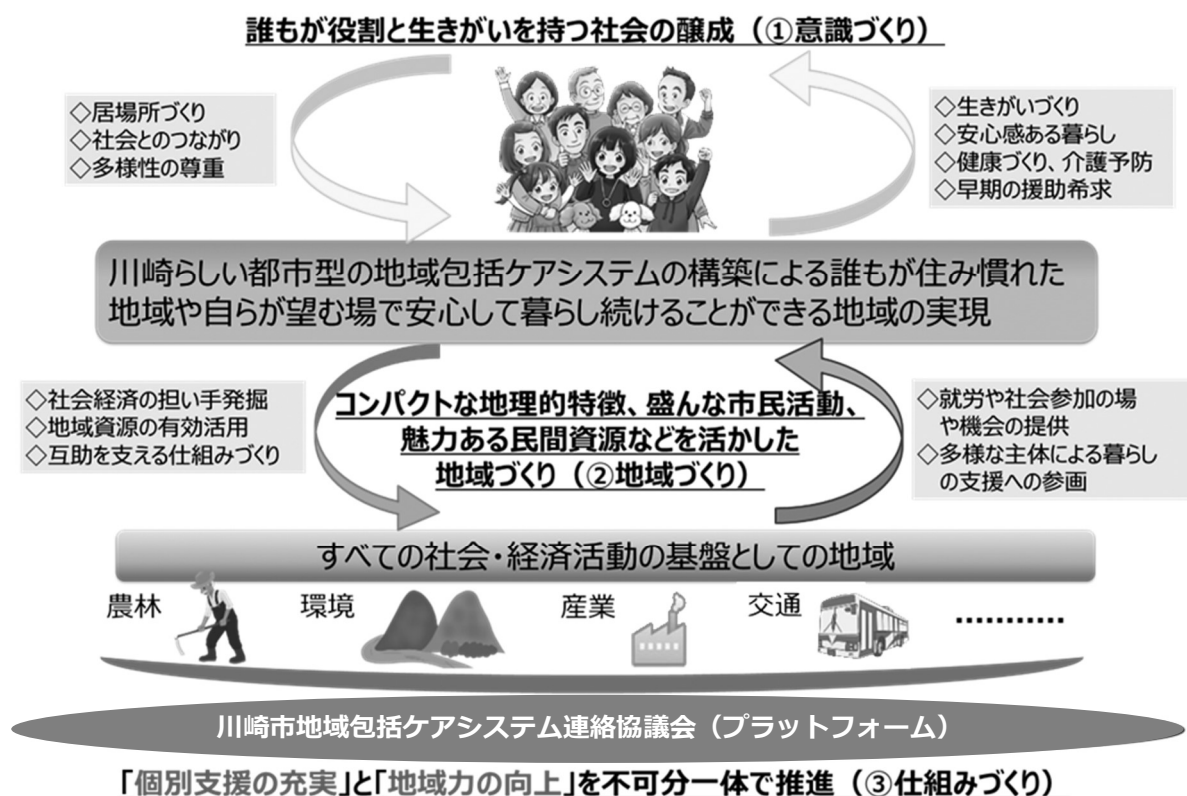
(1) 地域共生社会の実現に向けた動向

国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、制度から漏れてしまう生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成28(2016)年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「**地域共生社会**」の実現が掲げられました。

この「地域共生社会」の実現は、「地域包括ケアの理念の普遍化」、すなわち高齢者だけでなく、生活上の困難を抱えるすべての人の包括的な支援体制づくりをめざすもので、本市では、同趣旨の取組として、すべての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を推進しています。

【本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組の全体像】



(2) こども政策に関する国の動向等

国において、こども政策を更に強力に進めていくことをめざし、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰ひとり取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁が、令和5（2023）年4月に設置されました。

こども家庭庁においては、こども基本法に定められた以下の6つの基本理念のもと、こども政策を推進することとされています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

本市においても、こうしたこども政策に係る国の動向を踏まえながら、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があり、子ども・若者及び子育て支施策を推進し、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

(3) これからのコミュニティ施策

少子高齢化や人口減少など、今後予想される社会環境の変化を見据え、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり、自分らしく幸せに暮らせる地域社会である「希望のシナリオ」の実現をめざして、平成31（2019）年3月に、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下、「基本的考え方」という。）」を策定しました。

「基本的考え方」では、新しい概念として「市民創発」型のまちづくりを掲げています。「市民創発」とは、「様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること」と定義し、単なる足し算ではなく掛け算、それ以上の創出をめざすものです。本市では、自治の基本を定める自治基本条例を策定し、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則に基づく様々な施策を展開してきましたが、これまでの取組に、新たに「市民創発」という考え方を共有することで、より複雑化する地域課題に対する的確に対応していきます。

具体的には、市民、町内会・自治会、市民活動団体、企業、行政等の多様な主体が連携しながら、小学校区などの地域レベルで、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所である「まちのひろば」を創出するとともに、区域レベルでは、地域での様々な主体をつなぎ新しい活動を生み出すプラットフォームとして、「ソーシャルデザインセンター」の創出を進めるなど、「希望のシナリオ」の実現に向け、総合的に施策を推進します。



地域に広がる「まちのひろば」～「希望のシナリオ」のイメージ～

(4) 再犯防止に向けた取組～川崎市再犯防止推進計画～

平成28(2016)年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされたことを受け、本市では、令和2(2020)年2月に「川崎市再犯防止推進計画(計画期間：令和2(2020)～6(2024)年度(5年間))」を策定しました。

犯罪をした人等の中には生きづらさを抱え社会の中で孤立している人や、刑務所等出所時や出所後に住居・就労がなかなか決まらない等、地域社会で様々な課題を抱えている人が多く存在しており、こうした人へ早い段階で適切な制度やサービスを活用することにより安定した生活を送れるよう支援する必要があります。横浜保護観察所や、市内で更生保護活動を行っている保護司会協議会、更生保護女性連絡協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を進めます。

この再犯防止推進計画では、こうした再犯防止固有の取組と、既存の市民生活の生活環境を整えていくための取組との連携により、再犯の防止を推進するに留まらず、すべての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざしています。

【川崎市再犯防止推進計画の基本方針】

基本方針1：国・県・民間の関係機関・団体との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。

基本方針2：国及び県との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施します。

基本方針3：犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。

基本方針4：犯罪等の実態を踏まえ、民間の関係機関・団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。

基本方針5：再犯防止の取組を広報することなどにより、広く市民の関心と理解を醸成します。

市は、上記の5つの基本方針を踏まえて、再犯防止推進法に基づき、次の5項目を重点項目として取り組みます。

5つの重点項目

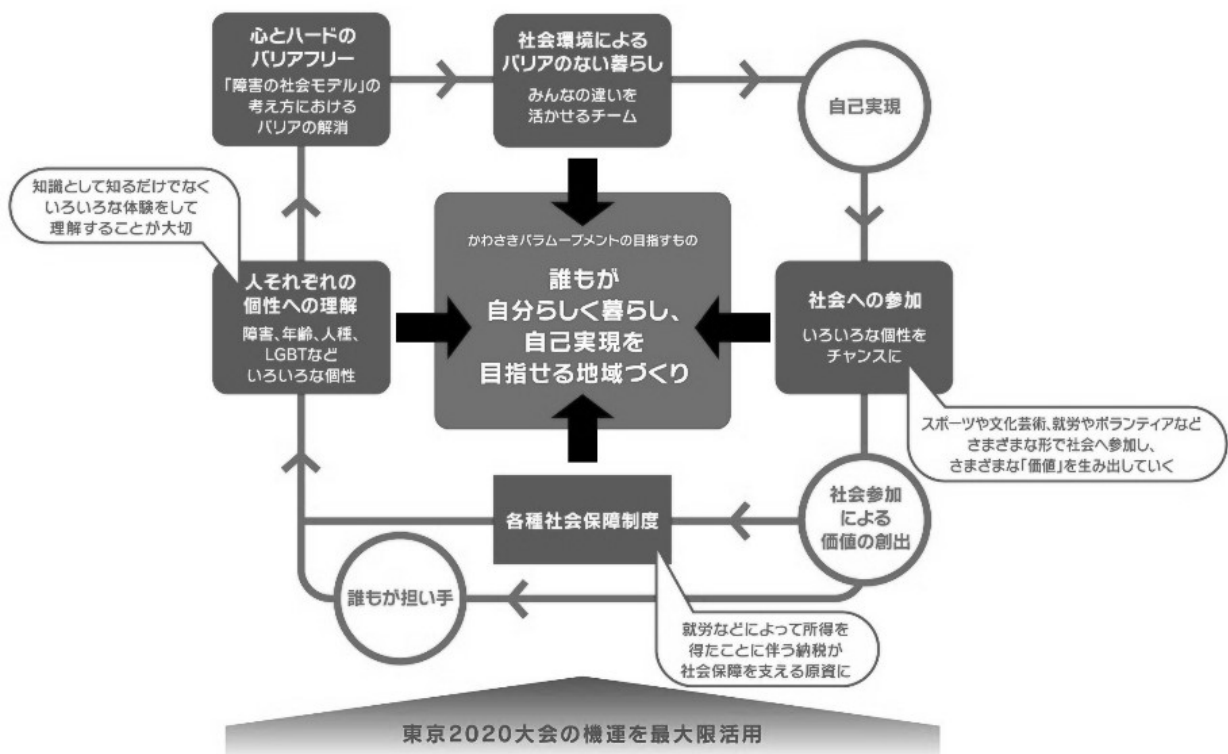
1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
5. 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

(5) かわさきパラムーブメントの取組

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の象徴としてのパラリンピックに重点を置く「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を平成28(2016)年3月に策定し、平成30(2018)年度からの第2期推進ビジョンでは、こうした大会の持つ価値を最大限に活用することを前提に、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざし、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること」を理念として掲げ、令和4(2022)年度には、共生社会の実現に特化した形で改定を行い、未来へ遺していくものとしてのレガシーの形成に向けて全庁的な取組を推進しています。

大会終了後も大会によって高まった機運を活用し、本市が抱える様々な社会問題を解決するためにより一層共生社会の実現に向け、多様な主体による取組が、それぞれ自律的・持続的な活動へと発展し、レガシーが形成されるよう取組を推進していきます。

【概念イメージ(障害のある人もない人もすべて対象)】



(6) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

本市では、全庁が一丸となってSDGs（持続可能な開発目標）*の達成に向けた取組を進めており、令和元（2019）年7月には国から「SDGs 未来都市」に選定され、3,000者を超える事業者・団体が参加する「かわさきSDGs パートナー登録・認証制度」や、パートナーの取組を支援する「川崎市SDGsプラットフォーム」を中心に、市民・事業者と連携した様々な取組を推進しています。

令和4（2022）年3月に策定した「川崎市総合計画第3期実施計画」では、すべての事務事業をSDGsのゴールと関連付け、総合計画と一体的なSDGs推進を図っており、令和5（2023）年8月には、市内のSDGs取組の一層の強化に向け、「Kawasaki City SDGs Guidance ～川崎市市内SDGs取組の進め方～」を策定し、市としての取組の更なる強化を進めています。

本市のSDGs推進に向けた取組状況を踏まえ、本計画に位置付けられた事務事業の実施にあたっては、以下のSDGsのゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、地域福祉の推進を図ります。



*SDGs（エスディージーズ）：「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な社会を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されています。

**地域福祉の推進に向けた
今後の取組の方向性**

第3章

1 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿

（1）地域福祉とは

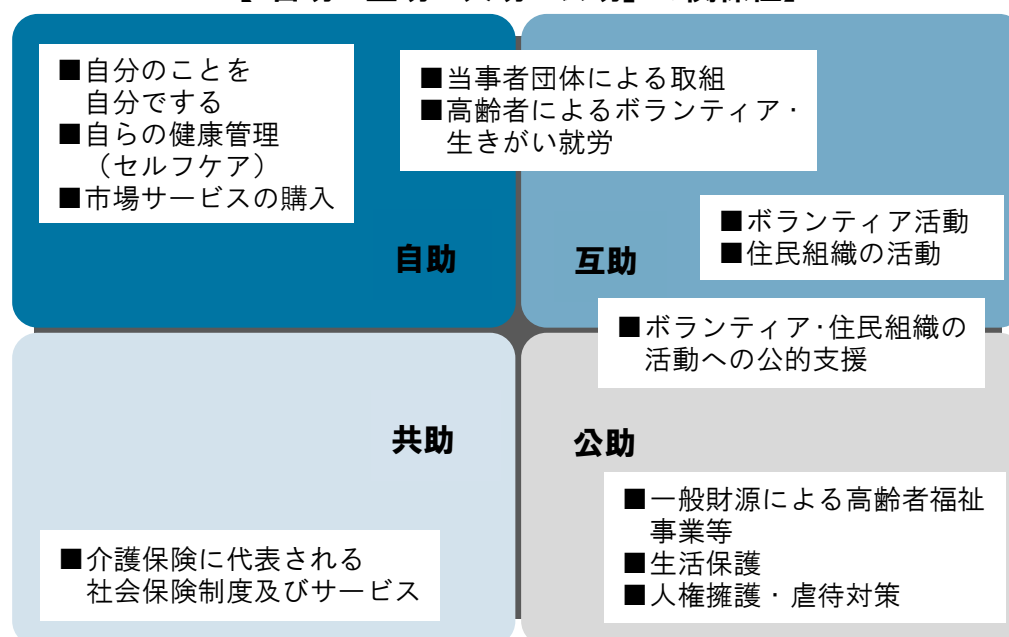
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、その他の民間事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31.5万人（令和4（2022）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16.8万人から、令和7（2025）年には20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和27（2045）年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7（2025）年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7（2025）年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7（2025）年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7（2025）年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年以降の当面想定される課題	令和7（2025）年以降の地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を上げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

2 第7期計画期間における施策の方向性

(1) これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- (1) いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる
- (2) 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- (3) 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- (1) 地域における人と人とのつながりの再構築
- (2) 社会福祉の変化への対応
- (3) 地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- (1) 社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- (2) 一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- (3) 市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現につなげられるように取組を推進します。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」

【基本目標】

- （1）住民が主役の地域づくり
- （2）住民本位の福祉サービスの提供
- （3）支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- （4）連携のとれた施策・活動の推進

**第6期計画への課題**

- （1）地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討
- （2）高齢・障害・児童に関して連携のとれた相談対応
- （3）支援を必要とする人に向けて連携のとれた仕組みづくり
- （4）保健・医療・福祉の連携

(2) 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間：令和3(2021)～5(2023)年度)

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を踏まえた取組を進めること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

第6期計画における主な取組

基本目標1 住民が主役の地域づくり

- 健康・いきがいづくりに向けて、運動の普及や食生活の改善を図るためのボランティア等を各区で養成するとともに、介護予防の推進に向けて、「いこい元気広場」などの取組が進められています。
- ・いこい元気広場事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	1,741回	2,318回	2,324回
延べ参加者数	8,792人	12,027人	16,228人

- 市民活動の推進に向けて、ボランティア活動振興センターやかわさき市民活動センターにおいて、ボランティア等のコーディネートを進め、活動への参加につなげています。
- ・ボランティア活動振興センター

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
コーディネート件数	101件	110件	148件

- 総合福祉センターや福祉パル等は、令和元年度以降新型コロナの影響で利用者数が減少しましたが、令和3年度以降増加傾向にあり、引き続き地域福祉の推進拠点としての活用が図られています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合福祉センターの運営（利用率）	38.8%	53.8%	48.1%
福祉パルの運営（研修室利用率）	39.5%	41.6%	52.0%
いきいきセンターの運営（利用者数）	111,242人	149,702人	172,693人
いこいの家の運営（利用者数）	214,207人	311,415人	351,664人

【第7期計画に向けた課題】

- 市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、社会参加等を通じて、つながりや健康を維持していけるよう、地域ぐるみの働きかけが必要です。
- 地縁組織の主体的な取組に加え、地域と社会福祉施設・企業・NPO等との協働により、市民意識の醸成を図りながら、市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくことが必要です。
- 地域福祉の推進に向けて、コロナの影響で地域福祉推進拠点の利用人数が減少したことを踏まえ、地域における活動と、活動の場づくりに向けた一層の検討が必要です。
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること。
- 地域福祉の増進に資する活動を促進するため、さらに、地域における活動が活性化されるよう、活動・参加のきっかけとなる方策を推進していく必要があります。

基本目標2 住民本位の福祉サービスの提供

○ 包括的な相談支援ネットワークの充実に向けて、高齢・障害・児童の様々な相談機関において、サービスの質の向上が図られ、多様化・複雑化する課題の解決に向けて地域リハビリテーション体制の構築に向けて取り組み、相互の連携も進みつつあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域包括支援センター（支援件数）	151,487件	172,636件	183,468件
障害者相談支援センター（支援件数）	76,635件	70,471件	65,877件

○ 幅広く福祉の仕事について知ってもらい、福祉現場での人材確保が進むとともに、研修等を通じて、資質の向上や職場への定着が進みつつあります。

・人材開発研修センター及び総合研修センターによる介護人材等育成研修

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修実施回数	44回	76回	101回

※令和3年度から実施主体が総合研修センターに変更。

・介護の仕事に就くための就職相談会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談会参加者数	36人	75人	150人

○ 認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な方に対する成年後見制度等の普及・利用支援等、権利擁護の取組が進められています。

・あんしんセンター

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活自立支援事業（金銭管理）	488人	139人	135人
法人後見受任件数	43件	43件	43件

※令和3年度より、生活保護受給者の自立支援を目的として、被保護者金銭管理等事業を実施しているため、原則として、生活保護受給者は日常生活自立支援事業の対象外となります。

・市長申立件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申立件数（高齢者）	97件	81件	80件
申立件数（知的・精神障害）	5件	14件	15件

【第7期計画に向けた課題】

- 地域課題の多様化・複雑化が進む中で、様々な分野の相談について、隙間なく、包括的に対応が図られるよう、地域みまもり支援センターをはじめとした各相談支援機関における、分野横断的な人材育成や専門多職種連携等により、対応力を向上していくことが必要です。
- 福祉人材の確保に向けて、幅広く福祉の仕事について知ってもらうための一層の取組を進めるとともに、多様な働き方による人材の確保に向けた一層の検討を進めていくことが必要です。
- 成年後見制度の利用促進のため、更なる制度の周知を図り、裾野を拡げていく必要があります。

基本目標3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

○ 災害時の支援の仕組みづくりに向けて、要援護者の登録制度の普及や、二次避難所の円滑な運営に向けた取組を進めています。

- ・災害時要援護者避難支援制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	5,374人	5,368人	5,045人

- ・二次避難所の運営体制の整備

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
進捗状況	202施設	210施設	233施設

○ ひとり暮らし高齢者をはじめとした要援護者の見守りが、民生委員児童委員や事業者等の協力により、広がっています。

- ・ひとり暮らし等高齢者見守り事業（介護保険サービス等を受けていない75歳に到達した方と住所変更した76歳以上の方でひとり暮らし又は高齢世帯（3年に一度；75歳以上のひとり暮らし又は高齢世帯）が対象）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査対象者数	7,734人 (差分調査)	51,263人 (全数調査)	8,760人 (差分調査)

- ・川崎市地域見守りネットワーク事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力事業者数	69団体	71団体	73団体
連絡報告数	37件	42件	70件

○ 虐待への適切な対応に向けて、これまでの取組を着実に推進し、普及啓発をはじめ、人材育成など、相談機能の充実が図られています。

○ 生活困窮者への自立支援に向けた取組が進められています。

- ・生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談者数	1,819人	1,416人	1,504人

【第7期計画に向けた課題】

- 災害時の支援に向けて、防災訓練等を通じて、多様な主体による連携のとれた仕組みづくりについて、一層の検討を進めていくことが必要です。
- 要援護者の日常の見守りについて、多様な主体が連携し、市民が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるような取組を推進していくことが必要です。
- 生活困窮など、従来の取組では把握することが難しい対象者に気づき、地域で日常的に見守り、支援につなげられる連動した仕組みづくりの一層の推進が必要です。

基本目標4 連携のとれた施策・活動の推進

○医療と介護の連携による在宅医療の推進や、妊婦・乳幼児健康診査の取組などを通じて、専門多職種
の連携が進み、保健・医療・福祉の連携が図られています。

- ・在宅医療チームリーダー研修

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修受講者	84人	157人	141人

○地域包括ケアシステム構築に向けた多様な主体の連携を進める「川崎市地域包括ケアシステム連絡協
議会」の取組を着実に推進し、顔の見える関係づくりが進みつつあります。

- ・地域包括ケアシステム連絡協議会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	1回	2回	2回
参画団体数等	105団体	111団体	114団体

○地区カルテ等を活用した、互助を支える仕組みづくりを進めるため、地域みまもり支援センターをは
じめとした行政による地域マネジメントの取組を進めています。

【第7期計画に向けた課題】

- 市民が安全・安心だと感じられるまちづくりに向けて、保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう
に、専門多職種の連携をより一層進めることが重要となっています。
- 地域の中で支え合う取組を一層推進していくために、地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組み
づくりを推進する必要があります。

*地区カルテとは

身近な地域ごとの、人口をはじめとした基礎的な統計情報を示し、地域の特徴や地域活動情報等をまとめたものです。住民の皆様や関係機関・関係団体等との話し合いやヒアリング等を通じて地域課題を共有し、解決に向けた取組や地域の将来などを共に考えるきっかけとして活用していただきたいと考えています。

市ホームページでは、小地域ごとの地区カルテを公開していますので、是非、ご覧ください。

川崎市 地区カルテ

検索



地区カルテ共通フェイスシート

(3) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査の二ーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します（28 ページ参照）。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につながれるように取組を推進します。

基本理念

**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして**

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(4) 包括的な支援体制づくりの推進

家族・地域社会の変容などにより、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面しており、地域の機能の充実や支援に結び付かない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげられる地域づくりが重要となっています。

国においても、平成29(2017)年度、令和2(2020)年度の2回にわたる社会福祉法改正の中で、地域共生社会の実現に向けて、まちづくりや地方創生などの取組との連携が打ち出され、包括的な支援体制づくりに向けて、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました(法第106条の4)。

本市においては、国における社会福祉法の改正に先駆けて、「推進ビジョン」を策定し、平成28(2016)年4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しました。これは、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」をめざす取組を進めてきました。

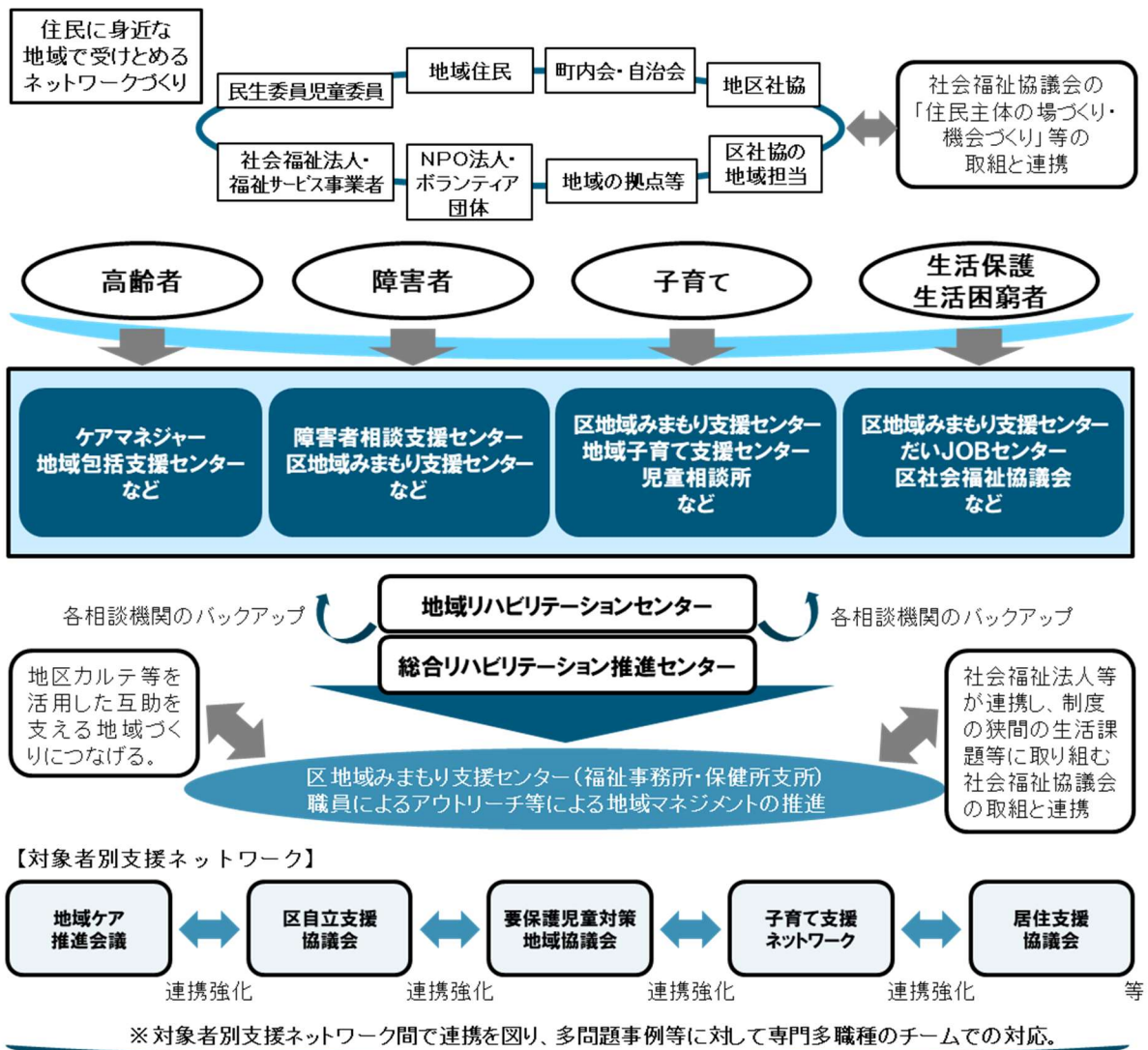
具体的には、地域での様々な見守り・支え合いの取組による課題を抱えた住民の早期発見や、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能(行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること)の充実を図るとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、児童相談所、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等との連携を強化し、地域における多様な主体との円滑な連携を推進してきました。

また、福祉ニーズの複雑化・複合化に対応するため、関係機関と連絡調整等を行いながら、様々なニーズのある相談にも包括的に対応できるよう全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが各分野別専門相談支援機関をバックアップする体制を整えてきました。

さらに、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、民間企業を含めた多様な主体による連携の仕組みづくりを進めています。

今後についても、こうした取組を推進するとともに、新たな動向も視野に入れた地域包括ケアシステム構築をめざします。

【川崎市における今後の包括的な支援体制づくりについて】



川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会

※民間事業者も含めた、多様な主体の連携を目指すネットワークづくり

(5) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきが得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置つけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

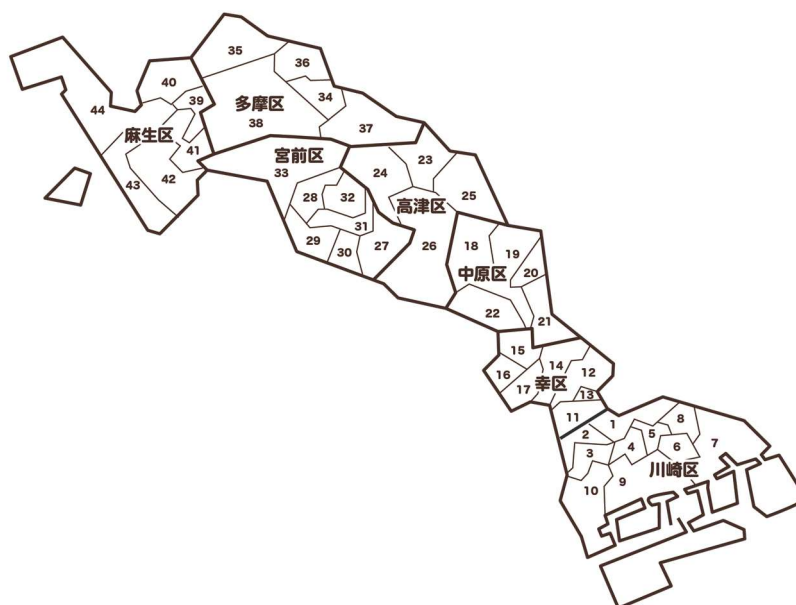
今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和5（2023）年4月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	<p>（小地域）</p> <p>※行政が住民同士の顔の見える関係づくりを支援する圏域</p> <p>町内会・自治会（650） 小学校区（114 校区） など</p>	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 <p>など</p>
第2層	<p>（中地域）</p> <p>地域ケア圏域（44 圏域）</p> <p>※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域</p> <p>人口平均 約 3.5 万人 中学校区（52 校区） 地区社会福祉協議会（40 地区） 地区民生委員児童委員協議会（56 地区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	<p>（行政区域）</p> <p>人口 約 17 万人～26 万人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	<p>（市域）</p> <p>人口 約 154 万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテ（51 ページ参照）を活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

【各区の地域ケア圏域について】



No	区名	圏域	町名
1	川崎区	中央第一地区	旭町、砂子、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町
2		中央第二地区	池田、小川町、貝塚、京町1・2丁目、下並木、堤根、日進町、南町、元木
3		渡田地区	小田1丁目、渡田、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田向町
4		大島地区	大島、大島上町、中島、富士見2丁目
5		大師第一地区	伊勢町、川中島、大師駅前、藤崎
6		大師第二地区	池上新町、観音、台町、四谷上町、四谷下町
7		大師第三地区	浮島町、江川、小島町、塩浜、田町、大師河原、千鳥町、出来野、殿町、東扇島、日ノ出、水江町、夜光
8		大師第四地区	昭和、大師公園、大師町、大師本町、中瀬、東門前
9		田島地区	浅野町、池上町、追分町、扇島、扇町、鋼管通、桜本、田島町、浜町、南渡田町
10		小田地区	京町3丁目、浅田、大川町、小田2~7丁目、小田栄、白石町、田辺新田
11	幸区	南河原地区	大宮町、幸町、中幸町、堀川町、南幸町、都町、柳町
12		御幸東地区	遠藤町、小向、小向町、小向東芝町、小向仲野町、小向西町、紺屋町、神明町、戸手、戸手本町
13		河原町地区	河原町
14		御幸西地区	下平間、塚越、東古市場、古市場、古川町、新塚越
15		日吉第一地区	北加瀬、矢上、新川崎、鹿島田
16		日吉第二地区	南加瀬
17		日吉第三地区	小倉、新小倉、東小倉

No	区名	圏域	町名
18	中原区	大戸地区	上新城、下小田中、下新城、新城、新城中町、宮内、上小田中
19		小杉地区	市ノ坪、小杉、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、等々力、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町
20		丸子地区	上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、新丸子東、新丸子町、丸子通
21		玉川地区	上平間、上丸子、北谷町、下沼部、田尻町、中丸子、
22		住吉地区	大倉町、井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、木月、苅宿、西加瀬
23	高津区	高津第一地区	宇奈根、久地、溝口
24		高津第二地区	梶ヶ谷、上作延、坂戸、下作延、久本、向ヶ丘
25		高津第三地区	下野毛、北見方、諏訪、瀬田、二子
26		橋地区	明津、蟹ヶ谷、子母口・子母口富士見台、新作、千年、千年新町、久末、末長、北野川、東野川
27	宮前区	宮前第一地区	梶ヶ谷、野川本町、西野川、野川台、南野川
28		宮前第二地区	けやき平、神木、土橋
29		有馬・鷺沼地区	有馬、鷺沼
30		東有馬地区	東有馬
31		宮前三地区	小台、宮崎、馬絹
32		宮前中央地区	宮崎1～6丁目、宮前平
33		向丘地区	犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢
34	多摩区	登戸地区	和泉、登戸、登戸新町
35		菅地区	菅、菅稲田堤、菅北浦、菅城下、菅仙谷、菅野戸呂、菅馬場
36		中野島地区	中野島、布田
37		稲田地区	宿河原、堰、長尾
38	生田地区	生田、東生田、東三田、枳形、栗谷、寺尾台、長沢、西生田、三田、南生田	
39	麻生区	麻生東第一地区	高石、多摩美
40		麻生東第二地区	金程、千代ヶ丘、細山、向原
41		麻生東第三地区	東百合丘、百合丘
42		柿生第一地区	王禅寺、虹ヶ丘、白山、王禅寺西、王禅寺東
43		柿生第二地区	岡上、上麻生、下麻生、早野
44		柿生第三地区	片平、栗木、栗木台、栗平、黒川、五力田、白鳥、古沢、万福寺、南黒川、はるひ野

(町丁コード順)

※各種統計データの捕捉などの観点から、一部、エリアを調整している場合があります。

(6) 第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
 - ・あんしんセンターの運営支援
 - ・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4) 地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸幸福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

3 第7期計画の実施状況の点検・見直し

本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～11（2029）年度）につなげます。

【PDCAサイクル】

